

令和 7 年 4 月 2 7 日 執行

千早赤阪村議会議員選挙

立 候 補 者 の 手 引

千早赤阪村選挙管理委員会

この手引は、令和7年4月27日に執行される千早赤阪村議会議員選挙の候補者となられる人のために、立候補の届出手続き及び主要な選挙運動等についてご注意していただくことをとりまとめたものです。

凡 例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
則	公職選挙法施行規則
程	千早赤阪村選挙関係事務執行規程
ポス掲条例	千早赤阪村議会議員及び千早赤阪村長選挙 におけるポスター掲示場の設置に関する条 例
公報条例	千早赤阪村の議会議員及び長の選挙におけ る選挙公報の発行に関する条例
公報規程	千早赤阪村の議会議員及び長の選挙におけ る選挙公報の発行に関する規程
規正法	政治資金規正法
村	千早赤阪村
村選管	千早赤阪村選挙管理委員会
村選管事務局	千早赤阪村選挙管理委員会事務局

参 考

- 選挙の名称 令和7年4月27日執行 千早赤阪村議会議員選挙

- 選 挙 長 井本 齋 (千早赤阪村選挙管理委員会委員長)

- 選挙期日の告示日 令和7年4月22日 (火曜日)

- 選挙期日 (投票日) 令和7年4月27日 (日曜日)
投票時間：午前7時から午後8時まで
投票所 : 村内の4投票所

- 選挙会 (開票日) 令和7年4月27日 (日曜日)
於：くすのきホール2階会議室
開票開始時刻：午後9時から

- 選挙に関する届出等の時間 村選管又は選挙長に対する公職選挙法令に基づく届出
等は午前8時30分から午後5時まで

- 千早赤阪村選挙管理委員会
の所在地及び電話番号 〒585-8501
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村役場2階 (総務部総務課内)
電話 (0721) 72-0081 (代表)

選挙執行主要日程

月日	曜日			事	項						
4月 22日	火	－ 5	・ 選挙期日の告示日 ・ 立候補届出期日 （午前 8 時 30 分から午後 5 時まで） ・ 投票所内の氏名等の掲載順序決定のくじ ・ 選挙公報掲載順序決定のくじ （午後 5 時 30 分から）		選挙立会人届出期間					公営施設使用個人演説 会開催申出期間	
4月 23日	水	－ 4				期日前投票期間	移動期日前投票期間	不在者投票期間			
4月 24日	木	－ 3	・ 選挙立会人届出期限 （午後 5 時まで） ・ 選挙立会人を定めるくじ （午後 5 時 30 分から）								公営施設使用個人演説 会開催期間
4月 25日	金	－ 2									
4月 26日	土	－ 1									
4月 27日	日	0		・ 選挙期日（投票日 投票時間は午前 7 時から午後 8 時まで） ・ 選挙会（開票日 開票時間は午後 9 時から） ・ 当選人の告示							
4月 28日	月	+ 1		・ 当選証書付与式							
5月 12日	月	+15		・ 選挙運動費用収支報告書提出期限（午後 5 時まで） ・ 選挙の効力に関する異議の申出期限（午後 5 時まで） ・ 当選の効力に関する異議の申出期限（午後 5 時まで）							
5月 13日	火	+16		・ 供託物返還手続開始（予定）							

候補者のする各種届出・報告等一覧表

区分	事 項	期間又は期限	届出・報告 先	場 所	参照ページ
立候補関係	候補者届	4 月 22 日 (告示日)	選挙長	午前 8 時 30 分から午前 10 時まで：くすのきホー ル 2 階第 1・第 2 会議室	1 ページ
	辞退届	4 月 22 日 (告示日)	選挙長	午前 10 時以降：千早赤 阪村役場 2 階 選管事務局	4 ページ
	届出書記載事項 異動の届出	異動を生じた場合 は直ちに	選挙長		5 ページ
選挙運動関係	選挙事務所の設置又は移動届	設置又は移動後直 ちに	村選管	役場 2 階村選管事務局	7 ページ
	出納責任者選任 又は異動届	選任又は異動があ ったとき直ちに	村選管	役場 2 階村選管事務局	3 4 ページ
	報酬を支給する 者の届	使用する前	村選管	役場 2 階村選管事務局	3 4 ページ
	選挙運動用通常 葉書の交付及び 表示	選挙運動期間中	日本郵便(株) 富田林郵便 局	富田林市甲田 1-3-16 日本郵便(株)富田林郵便局	1 0 ページ
	新聞広告の掲載 申込み	選挙運動期間中	各新聞社	各新聞社	1 9 ページ
	選挙運動用ビラ の届出	選挙運動期間中	村選管	役場 2 階村選管事務局	1 1 ページ
	選挙公報の掲載 申込み	4 月 22 日 (告示日)	村選管	役場 2 階村選管事務局	9 ページ
	公営施設使用個人 演説会開催申 出	開催予定日の前 2 日まで	村選管	役場 2 階村選管事務局	1 9 ページ
	氏名揭示の掲載 順序を定めるく じの立会	4 月 22 日 (告示日) 午後 5 時 30 分から	村選管	役場 2 階村選管事務局	1 9 ページ
	選挙公報の掲載 順序を定めるく じの立会	4 月 22 日 (告示日) 午後 5 時 30 分から	村選管	役場 2 階村選管事務局	1 0 ページ
	選挙運動費用収 支報告書の提出	5 月 12 日(選挙期 日後 15 日)まで	村選管	役場 2 階村選管事務局	3 5 ページ
選挙立会人	選挙立会人の届 出	4 月 22 日(告示日) から 4 月 24 日(選 挙期日前 3 日)午後 5 時まで	選挙長	役場 2 階村選管事務局	5 ページ
	選挙立会人を定 めるくじの立会	4 月 24 日 午後 5 時 30 分から	村選管	役場 2 階村選管事務局	5 ページ

※各種届出用紙（選挙公報原稿用紙を除く。）については、千早赤阪村ホームページよりダウンロード可能。

目 次

第 1 立候補の手續等

1	候補者としての資格	1
2	届出の方法	1
3	候補者届出書に記載する氏名	2
4	候補者届出書に記載する職業	2
5	選挙運動のために利用するウェブサイト等	3
6	通称の使用	3
7	候補者届の受付	3
8	候補者に交付する証明物品等	4
9	辞退届	4
10	届出書記載事項異動の届出	5
11	その他の届出	5
12	当選人	5
13	当選証書の付与	5
14	供託物の返還及び没収	6

第 2 選挙運動

1	選挙運動期間	7
2	選挙運動のできない者	7
3	選挙事務所	7
4	自動車	8
5	拡声機	9
6	選挙公報	9
7	頒布できる文書図画	1 0
8	インターネット等を利用した選挙運動	1 3
9	掲示できる文書図画	1 7
10	公営ポスター掲示場	1 8
11	投票所内等の氏名等の掲示	1 9
12	新聞広告	1 9
13	個人演説会	1 9
14	街頭演説	2 0
15	演説場所、連呼行為の制限	2 0
16	飲食物の提供の禁止	2 1
17	戸別訪問の禁止	2 2
18	その他禁止、制限されている行為	2 3

第3 寄附の禁止

1	候補者等の寄附の禁止	2 5
2	後援団体に関する寄附等の禁止	2 5
3	候補者等が関係する会社、団体等の寄附の禁止	2 6
4	候補者等の氏名等を冠した会社、団体等の寄附の禁止	2 6
5	村と特別の関係がある者の寄附の禁止	2 6
6	政治資金規正法に規定する寄附の禁止	2 7

第4 連座制

1	総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等 であった者の当選無効及び立候補の禁止	3 1
---	---	-----

第5 選挙運動費用

1	支出の最高制限額	3 3
2	実費弁償及び報酬の額	3 3
3	出納責任者	3 4
4	会計帳簿	3 4
5	収支報告書	3 5
○	(別記1) 収支報告書の作成要領	3 7
○	(別記2) 会計帳簿の様式	4 7
○	(別記3) 選挙運動費用収支報告書記載例	5 1
○	(別記4) 領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書	6 5
○	(別記5) 振込明細書に係る支出目的書	6 6

第 1 立候補の手續等

1 候補者としての資格

- (1) 被選挙権があること。
年齢満 25 歳以上で千早赤阪村議会議員の選挙権を有する者（法第 10 条）
ただし、欠格事項に該当する者は除かれます。（法第 86 条の 8）
- (2) 重複立候補等でないこと。（法第 87 条第 1 項）
- (3) 特定公務員等の立候補制限に抵触しないこと。
投票管理者、開票管理者及び選挙長は、候補者となることができません。また、国、地方公共団体の公務員は、一部の例外を除き、在職のまま立候補することができず、これらの者は立候補すると同時に、その公職を法律上当然失うことになります。（法第 88 条～法第 91 条第 2 項）
- (4) 連座制の適用を受ける者は、法第 251 条の 5 に規定する時から 5 年間当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）から立候補ができません。（法第 251 条の 2、法第 251 条の 3）

2 届出の方法

届出の方法には、本人届出と推薦届出とがあり、いずれの場合にも郵便等による届出はできません。届出に必要な書類は次のとおりです。（法第 86 条の 4）

- (1) 本人が届出をする場合（候補者本人の署名その他の措置がない場合は、本人確認書類の提示又は提出が必要です。）
 - ① 候補者届出書（本人届出）（法 86 条の 4 第 1 項）
 - ② 供託証明書（法第 92 条第 1 項、令第 89 条第 2 項）
15 万円を候補者の戸籍簿に記載された氏名で供託したものです。
詳細については、大阪法務局富田林支局にお問い合わせください。
【 大阪法務局富田林支局 電話 23-2432 】
 - ③ 宣誓書
被選挙権を有しない者でなく、かつ、他の選挙の候補者となっていないこと等を誓うものです。（法第 86 条の 4 第 4 項）
 - ④ 所属党派証明書
政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合にだけ必要であって、無所属として立候補する場合は必要ありません。（法第 86 条の 4 第 4 項）
なお、所属党派証明書の発行権者は、それぞれの団体が定めるところによりますので、他の者の発行した証明書は無効ですから注意してください。
 - ⑤ 戸籍の謄本又は抄本
発行日から概ね 3 ヶ月以内のもの。住民基本台帳法第 12 条にいう住民票の写しをもって戸籍の謄本又は抄本に代えることはできません。（令第 89 条第 2 項）
 - ⑥ 通称認定申請書
戸籍簿に記載されている氏名に代えて通称の使用を希望される場合は、通称認定申請書（後記「通称の使用」参照）が必要です。（令第 89 条第 5 項）

(2) 他人が推薦届出をする場合

① 候補者届出書（推薦届出）（法第 86 条の 4 第 2 項）

②から⑥まで 前掲(1)の②から⑥までと同じ。

⑦ 候補者推薦届出承諾書

推薦届出をしようとする者は、あらかじめ推薦しようとする人から候補者になることの承諾をとっておく必要があります。（令第 89 条第 2 項）

⑧ 選挙人名簿登録証明書

推薦届出者は、必ず千早赤阪村の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。したがって、推薦届出をしようとする人は、あらかじめ村選管からその旨の証明書の交付を受けておいてください。（令第 89 条第 2 項）

3 候補者届出書に記載する氏名（令第 89 条第 3 項）

候補者届出書に記載する候補者の氏名は、戸籍簿に記載されている氏名を正確に、かい書で記載してください。

ただし、戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）に掲げる文字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。）又は人名用漢字別表（戸籍法施行規則別表第 2）に掲げられている文字に対応するものがあれば、これらの表の相当する文字に更正して記載することは、差し支えありません。

また、戸籍簿に記載された氏名の漢字が誤字、俗字である場合、これを正字に更正することは、氏名の変更に当たらないとされていますので、この例にならい候補者届出書への記載についても、戸籍簿に記載された氏名の漢字が誤字、俗字の場合、それに代えて正字による氏名の届出は差し支えなく、「通称認定申請」の必要もありません。

したがって、戸籍簿に記載された氏名の漢字が誤字、俗字の場合は、できるだけ正字による届出をしてください。

〈例〉

崎 → 崎 高 → 高 舘 → 館

4 候補者届出書に記載する職業（令第 89 条第 1 項第 1 号ロ）

職業欄の記載については、なるべく詳細に記載してください。

また、以下の事項に注意ください。

(1) 公職の候補者となるべき者が法律の定めるところにより千早赤阪村議会議員と兼ねることができない職にある者である場合においては、その職名を記載してください。

(2) 公職の候補者となるべき者が千早赤阪村との間で地方自治法第 92 条の 2 に規定する関係を有する場合においては、当該関係を有する旨を記載してください。

なお、本件選挙における当選人で、千早赤阪村に対し請負関係のある者（(2)に該当する者。ただし、地方議会議員は年間 300 万円の範囲内で個人による地方公共団体への請負が可能です。）は、速やかにその請負を解除しなければなりません。

具体的には、①千早赤阪村と自ら請負をする者及びその支配人は、その請負契約を結了又は解除し、また、②主として千早赤阪村に対して請負をなす法人の無限責任社

員、取締役、執行役、監査役又はこれに準ずる者、支配人及び清算人はその役員を辞任し、かつ、当選の告知を受けた日から5日以内に村選管に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選は失われます。（法第104条）

また、この場合の「請負」には、民法が規定する請負のみならず、広く業務として行われる経済的ないし営利的取引契約をすべて含むとされています。（地方自治法第92条の2）

5 選挙運動のために利用するウェブサイト等

候補者が選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等を有している場合は、そのウェブサイト等のアドレスを、候補者届出書に記載し届け出ることができます。

届け出たウェブサイト等のアドレスは、村選管が周知を行います。

6 通称の使用（令第89条第5項）

(1) 次の①～⑤までのものの氏名を記載する箇所に、戸籍簿に記載された氏名（本名）に代えて、広く通用している呼称（通称）が記載され、又は使用されることを希望する場合には、候補者届出書を提出する際に、併せて通称認定申請書を提出し、選挙長に対して、その申請した通称が本名に代わるものとして広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提示しなければなりません。

① 立候補の届出等の告示

② 新聞広告

③ 投票所内の候補者の氏名等の掲示

④ 期日前投票所及び不在者投票場所（村選管が設置する場所のみ）内の候補者の氏名等の掲示

⑤ 選挙公報

(2) 戸籍簿に記載されている氏名の全部又は一部の文字をその読みに従って「かな文字」で書く場合においては、通称認定申請書を提出するだけで足り、資料の提示は必要ありません。

(3) 通称として認定されますと、選挙長から認定書が交付されます。

(4) 通称認定を申請される人は、あらかじめ村選管事務局に相談してください。

7 候補者届の受付（法第86条の4）

(1) 届出期日 4月22日（選挙期日の告示日）

(2) 届出時間 午前8時30分から午後5時まで（法第270条）

(3) 届出先 千早赤阪村議会議員選挙の選挙長（郵便等による立候補の届出はできません。）

(4) 受付場所 午前8時30分から午前10時まで：くすのきホール2階第1・第2会議室

午前10時以降：千早赤阪村役場2階 選管事務局

(5) 受付方法

4月22日（告示日）の午前8時30分までに来られた人については、くじによって届出の順序を定め、届出を受け付けます。

午前8時30分を過ぎて来られた人については、前記のくじを引いた人の後とし、到着順に届出を受け付けます。

なお、くじによる届出の順序が決まりましたが、候補者の届出を審査した結果、届出書の記載事項を訂正する必要がある場合に訂正がない、又は添付書類に不備があるなどの理由で、その届出を受理できないときは、くじによる届出順位の最終の順位にさがっていただくことになります。

また、午前8時30分までに来られた人の届出がすべて終わっても、なお、前記の訂正や添付書類等が完備されていない場合には、さらに届出順位がさがることになります。

したがって、こうしたことのないように、前もって村選管事務局に一件書類をお持ちいただき、事前審査を受けてください。

なお、事前審査について、事前に村選管事務局に電話にて予約をしてください。

※ 事前審査の日時 4月11日（金）～18日（金）

午前9時から午後5時まで

この事前審査の要領については「事前審査要領」を参照してください。

8 候補者に交付する証明物品等

候補者届出書が受理されますと、候補者に対し次に掲げる選挙運動用証明物品等を届出の場所で交付しますので、よく点検のうえ、受領してください。

(1) 選挙長が交付するもの

- | | |
|-----------------|----|
| ① 候補者用通常葉書使用証明書 | 1枚 |
| ② 選挙運動用通常葉書差出票 | 8枚 |
| ③ 新聞広告掲載証明書 | 2枚 |

(2) 村選管が交付するもの

- | | |
|---------------|--------|
| ① 選挙運動用自動車表示物 | 1枚 |
| ② 選挙運動用拡声機表示物 | 1枚 |
| ③ 街頭演説用標旗 | 1流 |
| ④ 乗車証腕章 | 4枚 |
| ⑤ 運動員腕章 | 11枚 |
| ⑥ 選挙運動用ビラ証紙 | 1,600枚 |

なお、①から⑥までの証明物品については、立候補届出順位と同じ番号を付したものをお渡しいたしますので、受領後、候補者氏名欄に、各候補者において氏名を記載してください。

9 辞退届

候補者を辞退することができるのは、4月22日（立候補届出期日）の午後5時までであり、その旨を選挙長に文書で届け出なければなりません。（法第86条の4第10項、令第

89 条第 7 項、則第 12 条の 7 第 3 項)

なお、候補者が立候補を制限されている公務員となったときは、候補者たることを辞したものとみなされます。なお、立候補を辞退した場合、供託物は没収されます。(法第 91 条第 2 項、法第 93 条)

10 届出書記載事項異動の届出

立候補の届出書類の記載事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を文書で選挙長に届け出なければなりません。(令第 89 条第 6 項)

11 その他の届出

(1) 選挙立会人の届出

千早赤阪村の選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者 1 人を 4 月 24 日(選挙期日前 3 日)午後 5 時までに、選挙長に届け出ることができます。(法第 76 条、令第 82 条)

なお、選挙立会人の届出が 10 人を超え、又は同一の政党、その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上となった場合、4 月 24 日午後 5 時 30 分から、村選管で選挙長がくじを行い、選挙立会人を決定します。

(2) 選挙事務所設置届・移動届(法第 130 条、令第 108 条) → 後記 7 ページ参照

(3) 出納責任者選任届・異動届(法第 180 条) → 後記 34 ページ参照

(4) 報酬を支給する者の届出(法第 197 条の 2、令第 129 条) → 後記 34 ページ参照

報酬を支給して選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車の上における選挙運動のために使用する者(車上運動員)、専ら手話通訳のために使用する者(手話通訳者)及び専ら要約筆記のために使用する者(要約筆記者)について届け出てください。

報酬を支給する者は、この届出をした後でなければ、使用することはできません。

なお、単純な機械的労務(例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等)のために使用する労務者は、届け出る必要はありません。

(注) (2)~(4)の書類については、立候補届出の際、同時に村選管へ届け出るのが適当です。

12 当選人

選挙会において、得票数の上位にある議員定数を当選人として決定します。(法第 95 条)

ただし、当選人になるためには、有効投票の総数を 7 (議員定数) で除して得た数の 4 分の 1 以上の得票がなければなりません。

～法定得票数の算出～

$$\frac{\text{有効投票総}}{7 \text{ (議員定数)}} \times \frac{1}{4} \quad \text{以上の得票}$$

13 当選証書の付与(法第 105 条)

日 時 4 月 28 日(選挙期日の翌日) 午前 10 時から

場 所 千早赤阪村役場 2 階 会議室

出席される人は代理人でも差し支えありません。

14 供託物の返還及び没収

候補者の得票数が一定数に達する場合においては、選挙及び当選の効力が確定した後に、供託物の返還を請求できます。

選挙及び当選の効力確定後、選挙長より供託証明書の返還開始を文書で通知します。

この一定数（供託物の没収点）とは、次のように計算され、得票数がこの没収点に達しないと、供託物は没収されます。（法第 93 条、令第 93 条第 2 項）

$$\text{供託物の没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{7 \text{（議員定数）}} \times \frac{1}{10}$$

第 2 選挙運動

1 選挙運動期間

選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから選挙期日の前日までの間でなければなりません。（法第 129 条）

例外として、選挙期日当日でも次の場合については、認められています。

- (1) 選挙事務所を、投票所を設けた場所の入口から 300 メートル（直線距離）以外の区域に限り設置する場合（法第 132 条）
- (2) 上記(1)の選挙事務所を表示するため、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示する場合（法第 143 条第 5 項）
- (3) ポスター掲示場に、選挙期日の前日までに掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておく場合（法第 143 条第 6 項）
- (4) ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、選挙期日の前日までに頒布した選挙運動用文書図画を更新しないでそのままにしておくこと。（法第 142 条の 3 第 2 項）

2 選挙運動のできない者

- (1) 選挙事務関係者、警察官、収税官吏、徴税の吏員その他の特定公務員は、選挙運動をすることができません。また、不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。（法第 135 条、法第 136 条）
- (2) 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員は、その地位を利用して選挙運動又は選挙運動類似行為をすることができません。（法第 136 条の 2）
- (3) 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。（法第 137 条）
- (4) 年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、何人も、年齢満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることができません。（法第 137 条の 2）
- (5) 選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。（法第 137 条の 3、法第 252 条、規正法第 28 条）
- (6) 一般職の国家公務員及び地方公務員並びに教育公務員は、国家公務員法、地方公務員法又は教育公務員特例法により、一定の政治的行為が禁止されています。

このほか、他の法律又は条例によって政治的活動ができない人がありますので、ご注意ください。

3 選挙事務所

- (1) 設置できる数は、候補者 1 人につき 1 か所であり、設置者は、候補者又は推薦届出者に限られます。（法第 130 条、法第 131 条第 1 項）
- (2) 選挙事務所を設置したときは、直ちに設置届を、また、移動したときはその都度直ちに移動届を提出する必要があります。その届出先は、村選管です。
なお、設置前あるいは移動前に届出をされても、その届出は受理できません。
- (3) 選挙事務所は、当該選挙事務所ごとに、1 日につき 1 回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができません。（法第 131 条第 2 項）

- (4) 選挙期日には、投票所を設けた場所の入口から直線で 300 メートル未満の区域には設置することができません。（法第 132 条）
- (5) 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができません。（法第 133 条）

4 自動車

- (1) 主として選挙運動に使用できる自動車の数及び種類（法第 141 条第 1 項、第 6 項、令第 109 条の 3）

① 台数

候補者 1 人につき自動車 1 台に限られます。

② 使用できる自動車の種類

構造上宣伝を主たる目的としない次のア～エの自動車です。

ア 乗車定員 10 人以下の乗用自動車

乗用自動車とは、自動車検査証又は検査対象外軽自動車届出済証の「用途」の欄に、乗用の旨が記載されている自動車です。

したがって、用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、二輪自動車であっても使用できます。

ただし、二輪自動車を除き、屋根がなかったり、車の上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開けっ放しになっているものや、車の上面の全部又は一部が構造上開閉できるものは、使用できません。（したがって、オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できません。）

イ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

ここで使用できるのは、ライトバン、ルートバン等のいわゆるバン型の貨客兼用の小型自動車で、乗車定員が 4 人以上 10 人以下のものです。

普通自動車であるか、小型自動車であるかは、自動車検査証に記載されているので、これによって区分してください。

ただし、車の上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開けっ放しになっているものや、車の上面の全部又は一部が構造上開閉できるものは、使用できません。

したがって、トランクの上面が開けっ放しになっているピックアップ型の自動車等は使用できません。

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの

一般にジープと言われている自動車です。

ただし、車の上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開けっ放しのものは使用できません。（ただし、前記ア・イとはその制限が異なり、上部が開けたり閉めたりできるものであっても、使用することができるので、幌付きのジープも使用できます。）

(※以上ア～ウに掲げた自動車でも、走行中に窓以外の部分を開いて（例えば、ジープの幌を取り外したり、ライトバンの後ろの物品積載口を開けっ放して）使用することはできません。（令第 109 条の 3 第 2 項））

エ 小型貨物自動車（道路運送車両法第 3 条の規定に定められた小型自動車に該当する貨物自動車）及び軽貨物自動車

- (2) 使用中は、村選管交付の自動車表示物を車両前部の外部から見やすい箇所に掲げておかなければなりません。（法第 141 条第 5 項、程第 8 条）
- (3) 乗車できる人数は、候補者及び運転手（1 人のみ）のほか村選管交付の「乗車証腕章」をつけた運動員 4 人の範囲内です。（法第 141 条の 2、程第 9 条）

ただし、自動車の乗車定員を超えることはできません。

- (4) 選挙運動のために使用される自動車の上においては、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り車上で連呼行為をすること及び停止した自動車上で演説をすることのほかは、選挙運動ができません。（法第 141 条の 3）
- (5) 自動車の屋根に看板、拡声機（携帯用のものを含む。）を取り付ける場合又は荷台に運動員を乗車させる場合には、制限外積載あるいは荷台乗車の許可が必要な場合があります。

詳細については富田林警察署に問い合わせてください。

◆富田林警察署交通課（Tel25-1234）富田林市常盤町 2-7

5 拡声機

主として選挙運動のために使用する拡声機（携帯用のものを含む。）は、候補者 1 人につき、一そろいに限られます。（法第 141 条第 1 項）

この拡声機の使用中は、村選管の交付した拡声機表示物を送話口の下部に掲げておかなければなりません。（法第 141 条第 5 項、程第 8 条）

ただし、このほか個人演説会又はいわゆる幕間演説等の開催中、その会場において別に一そろいを使用できます。

6 選挙公報

(1) 掲載の申請

- ① 申請期限 候補者届出期日（4 月 22 日） 午後 5 時まで
- ② 受理場所 村選管事務局
- ③ 申請手続 選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿用紙、候補者本人の写真 2 葉を提出してください。

(2) 掲載文

① 掲載文の作成

掲載文は、村選管が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（以下「原稿用紙」という。）を用いて、活字、写植、ペン又は毛筆を用い、黒色の色素により明瞭に記載してください。（公報規程第 3 条第 1 項、第 2 項）

- ② 原稿用紙の右の部分にある『氏名欄』の枠内には、候補者届に記載された氏名（通称使用の認定書が交付された候補者にあつては、その通称名）のみを縦書きで記載してください。

氏名のふり仮名あるいは送り漢字、所属党派、年齢、住所等は、『氏名欄』内には記載できません。（公報規程第 3 条第 3 項）

③ 掲載文の作成方法

原稿用紙の写真欄には、掲載文を記載できません。（公報規程第 3 条第 5 項）

また、原稿用紙の写真欄を除き写真を掲載することはできません。（公報規程第3条第6項）

掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合には、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（氏名欄及び写真欄を除く。）の概ね2分の1を超えての記載はできません。（公報規程第3条第4項）

④ 掲載文の品位の保持

掲載文には人権を侵害し、他人の名誉を傷つけ、又は善良な風俗を害し、若しくは特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど選挙公報としての品位を損なうような事項を記載してはなりません。（公報条例第3条第2項）

また、虚偽の事項を公にしたり、又は事実をゆがめて公にしたりすることも違反になります。

その他、特定の選挙人の利害と密接な関連があるような事項を記載した場合には、利害誘導罪になることがあります。

⑤ 写真の撮影

写真については、3か月以内に撮影されたもので、候補者自身の正面向き、無帽、上半身の「手札サイズ」の白黒写真で、背景は無地のもの2葉を提出してください。裏面には候補者名を記入してください。（公報規程第2条第3項）

⑥ 掲載文の修正、撤回

提出した掲載文を修正又は撤回しようとするときは、申請期日（4月22日 午後5時）内であればできます。（公報規程第5条）

⑦ 掲載順序を定めるくじ

掲載順序を定めるくじは、申請期日の午後5時30分から村選管で行います。

候補者又は代理人は、立ち会うことができます。（公報条例第4条第3項）

7 頒布できる文書図画（選挙運動用通常葉書・選挙運動用ビラ）

次に掲げる通常葉書及び選挙運動用ビラを使用するほかは、一切の文書図画の頒布（インターネット等を利用するものを除く。）はできません。（法第142条第1項、公職選挙郵便規則）

(1) 選挙運動用通常葉書

① 枚数

候補者1人につき、800枚

② 葉書の入手方法

選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便株式会社富田林郵便局（他の支店では取扱いしません。）に提示して、「選挙用」の表示がしてある日本郵便株式会社が発行する郵便はがき（以下「通常はがき」という。）の交付を受けます。

なお、手持ちの郵便葉書（私製葉書のほか、通常はがきでも結構ですが、通常はがきを使用された場合、料金返還は一切されません。）を使用する場合には、その葉書を前記の証明書とともに日本郵便株式会社富田林郵便局に差し出せば、これに「選挙用」の表示が受けられます。

《交付・表示・・・日本郵便株式会社富田林郵便局》

③ 葉書の差出方法

必ず選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、日本郵便株式会社富田林郵便局の窓口差し出さなければなりません。

なお、「選挙運動用通常葉書差出票」は、1枚につき、100通差し出せますから差出通数が100通になるまでは、同一の差出票を使用します。

差出票は候補者1人につき8枚交付されます。

《差 出・・・日本郵便株式会社富田林郵便局》

④ 注意事項

ア 自己の選挙運動のために使用する通常葉書に他の候補者の選挙運動のための記載をすることはできません。

例えば、葉書の末尾等に「〇〇選挙の候補者〇〇さんもよろしく」といった記載をすることは、通常葉書の共同使用の場合以外はできません。

なお、共同使用の場合は、各候補者について1枚と計算されます。

イ 手持ちの私製葉書を使用する場合、立候補の届出より前にあらかじめ印刷しておくことは差し支えありませんが、次の事項にご注意ください。

i 大きさは、長辺14cm以上15.4cm以内、短辺9cm以上10.7cm以内の長方形の紙であること。

ii 紙質及び厚さは、通常はがきと同等以上であること。

iii 重量は、2グラム以上6グラム以内であること。

iv 表面の色彩は、白色又は淡色であること。

v 表面の上部又は左側部（横に長く使用する場合は、右側部）の中央に、「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明りょうに表示すること。

vi 葉書の左上部の縦7cm、横3.5cmの部分を空白にすること。

vii 料金別納、後納等の表示はしないこと。

ウ 葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは、路上等で選挙人に手渡す等の方法で配付することはできません。

なお、通常葉書の差出等の詳細については、日本郵便株式会社富田林郵便局にお問い合わせください。

《日本郵便株式会社 富田林郵便局 TEL 0570-943-891 富田林市甲田1-3-16》

(2) 選挙運動用ビラ

① 選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）は、村選管に届け出たもの2種類以内に限り、1,600枚の範囲内で頒布することができます。

ビラは、村選管の届出をした後でなければ頒布することができません。（法第142条第1項、令第109条の6）

届出は、「選挙運動用ビラ届出書」に、届け出るビラの見本1枚（2種類のビラを同時に届け出る場合はそれぞれ1枚）を添えて行ってください。（程第15条の2）

なお、ビラの頒布制限枚数は2種類のビラを使用しても合計1,600枚までです。

② ビラは、村選管が交付する証紙を貼付しなければ頒布することはできません。

(程第 15 条の 3)

- ③ 証紙は、立候補の届出後直ちに立候補の届出の場所において交付します。

なお、証紙は、一度交付したら再交付はしません。

- ④ ビラの大きさは、長さ 29.7cm、幅 21cm 以内に制限されています。(法第 142 条第 8 項)

また、ビラには、その表面に頒布責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。(法第 142 条第 9 項)

- ⑤ ビラの種類について、届け出たビラと頒布されたビラが同じものというためには、そのビラに印刷、表示されている文字、図形等が、そのレイアウト（構成割り付け、配置配列）を含めて同一であることを要します。

例えば、ビラをあらかじめ印刷する際に、個人演説会の日時や場所を空欄のまま印刷しておき、ビラの届出後に具体的な期日等を記入して頒布することは差し支えありませんが、次々と日時や場所を変えて記入すると、これらのビラを同一の種類とはいえません。

ビラの枚数については、1 枚のビラを 2 人以上の候補者が共同使用した場合には候補者ごとにそれぞれ 1 枚として計算されます。

- ⑥ ビラは、次の方法以外で頒布することはできません。

また、いかなる方法でも散布することはできません。

(法第 142 条第 6 項、令第 109 条の 6)

ア 新聞折込み

イ 届出候補者の、下記の場所における頒布

- 〔選挙事務所内
- 個人演説会の会場内
- 街頭演説の場所

「新聞折込みによる方法」とは、通常の一般紙における新聞折込みの方法のように定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む方法をいいます。すなわち、その新聞の販売網を利用することにより、特定の購読者の手元に届くことを前提として、その媒体である新聞に折り込んで頒布することをいいます。

したがって、不特定の者に無差別に配布される新聞への折込み、路上や駅頭での立ち売りや、販路拡張のために各戸に配布したり、売り歩く新聞への折込み、臨時の号外への折込み等、不特定の者を対象とする頒布方法は、ここでいう「新聞折込みによる方法」とはいえません。

「選挙事務所内における頒布」とは、選挙事務所内にビラを置き、その選挙事務所を訪れた者に自由に持ち帰らせる方法をいいます。

したがって、選挙事務所から通行人に対して配布する等の方法では頒布できません。

「街頭演説の場所における頒布」とは、街頭演説の聴衆がいる一定の範囲内の場所における頒布をいうもので、この範囲内にいる者であれば、聴衆はもちろん、通行人や、単に立ち止まっている者に対しても、頒布することができます。しかし、街頭演説は、演説者がその場所にとどまり、所定の標旗を掲げる場合で

なければ行うことはできません。また、国、地方公共団体等の公共の建物、停車場その他鉄道敷地内等においては行うことができないとされているほか、時間的、場所的な制限がありますので、ビラを頒布する場合にも、これらの時間的、場所的規制に従わなければなりません。

また、一度頒布されたビラを回収後、再度頒布することはできません。

- ⑦ ビラは、両面に印刷することも、色刷りも可能です。

また、記載内容についてもそれが犯罪を構成する場合を除き、特に制限はありません。

- ⑧ ビラが所定の要件を満たしているかどうかを事前に確認しますので、候補者届出書類の事前審査の際、1枚（2種類のビラを同時に届け出る場合はそれぞれ1枚）をお持ちのうえ、事前審査を受けるようにしてください。

- (3) 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板、プラカードの類を多数の者に回覧させることは禁止されています。（法第142条第12項）

8 インターネット等を利用した選挙運動

- (1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

- ① 何人も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができます。
ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち電子メール（SMTP方式及び電話番号方式をいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいい、ホームページ、ブログ、X（エックス（旧ツイッター））やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等を利用することができます。
（法第142条の3第1項）

ただし、ウェブサイト上に掲載された画像を紙に印刷して頒布し又は掲示することは、法第142条（文書図画の頒布）及び第143条（文書図画の掲示）の規定に違反しますのでできません。

- ② 選挙運動は、原則として、立候補の届出が受理されたときから選挙期日の前日までの間でなければできませんが、例外として、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。（法第129条、法第142条の3第1項）
- ③ 選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが義務づけられています。
（法第142条の3第3項、法第142条の5第1項）

- (2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

- ① 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者に限って頒布することができます。なお、候補者以外の有権者は電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことが引き続き禁止されています。（法第142条の4第1項）
- ② 選挙運動用電子メール（選挙運動用文書図画を頒布するために用いられる電子メールをいう。以下同じ。）の送信先には、一定の制限があります。（法第142条の4第2項、第5項）

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス

レスあてに送信できることとされています。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
ア	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
イ	政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

なお、選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、その電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することができません。

- ③ 選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけられています。
(法 142 条の 4 第 5 項)

選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。

ア 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し、自ら通知したこと。

イ 選挙運動用電子メールの送信の求め、同意があったこと。

【保存すべき記録の例】

受信者から上記ア、イの通知のために送信されてきた電子メールや送信の申込みの書面

政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。

ア 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し、自ら通知したこと。

イ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。

ウ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

【保存すべき記録の例】

アの場合…受信者からこれらの通知のために送信されてきた電子メールや送信の申込みの書面

イの場合…送信時点におけるメルマガの送信先リスト

ウの場合…送信者がその通知のために送信した電子メール

- ④ 選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示することが義務づけられています。(法 142 条の 4 第 7 項、142 条の 5 第 2 項)

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画を頒布する際には、次の事項を正しく表示しなければなりません。

【選挙運動用電子メール送信者の表示義務】

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

【当選を得させないための活動に係る電子メール送信者の表示義務】

ア 頒布者の電子メールアドレス

イ 頒布者の氏名・名称

- (3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

何人も、選挙運動のための有料インターネット広告をすることは禁止されています。禁止されている有料インターネット広告は以下のとおりです。

ア 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告

イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告

ウ 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

- (4) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為

何人も選挙期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって文書図画を頒布し又は掲示することは、自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除き、禁止されていますが、インターネット等を利用する方法により行われる文書図画の頒布については行うことができます。(法第 178 条第 2 号)

- (5) 誹謗中傷・なりすまし対策

- ① 虚偽事項の公表に関する既存の刑罰

ア 虚偽事項公表罪 (法第 235 条第 2 項)

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます。

イ 名誉毀損罪 (刑法第 230 条第 1 項)

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます。

ウ 侮辱罪（刑法第 231 条）

事実を明らかにしなくても、公然と人を侮辱した者は処罰されます。

② 候補者等のウェブサイトの改ざんに関する既存の刑罰

ア 選挙の自由妨害罪（法第 225 条第 2 号）

候補者等のウェブサイトの改ざん等、選挙に関し、文書図画を毀棄し、その他不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は処罰されます。

イ 不正アクセス罪（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 3 条、第 11 条）

他人の I D・パスワードを悪用するなどにより、本来アクセスする権限のないコンピュータを利用した者は処罰されます。

ウ 電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第 234 条の 2）

ウィルスの頒布や D o s 攻撃（コンピュータに不正なデータを送信して使用不能にしたり、トラフィックを増大させてネットワークを麻痺させたりする攻撃）などにより、コンピュータに使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は処罰されます。

③ インターネット選挙運動の解禁により加えられた誹謗中傷・なりすまし対策

ア 氏名等の虚偽表示罪（法第 235 条の 5）

イ 候補者のウェブサイト U R L の周知

立候補届出の際に、候補者が各々のウェブサイトの U R L を届け出ることができ、届け出られた U R L は、村選管を通じて周知されます。

ウ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の特例

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画に係る特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（放送を除く）をいう。以下同じ。）による情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等からの情報削除の申出を受けたプロバイダ等の対応について、次の特例が設けられています。

- a 選挙運動期間中に特定電気通信により頒布された選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画に係る情報の流通により自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等からプロバイダ等に情報削除の申出があった場合、プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間が、通常の「7 日」から「2 日」に短縮されています。

照会を受けた日から 2 日を経過しても情報発信者から削除に同意しない旨の申出がなければ、プロバイダ等が当該情報を削除しても民事上の賠償責任は負いません。（プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 号）

- b 選挙運動期間中に特定電気通信により頒布された選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画に係る情報の流通により自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等から、当該文書図画に表示を義務づけられた電子メールアドレス等の表示がないこと等を示してプロバイダ等に情報削除の申出があった場合であって、当該情報発信者の電子メールアドレス等が通信端末機

器の映像面に正しく表示されていないときには、プロバイダ等は、当該情報を直ちに削除しても民事上の賠償責任は負いません。（プロバイダ責任制限法第4条第2号）

(6) その他

- ① インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。
- ② 年齢満18歳未満の者、特定公務員及び選挙事務関係者等は、選挙運動が禁止されていますのでインターネットを利用した選挙運動も行うことはできません。
- ③ 選挙に関しインターネット等を利用する者は、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努めなければなりません。（法142条の7）

9 掲示できる文書図画

- (1) 次に掲げるもののほかは、選挙運動用文書図画は一切掲示できません。（法第143条）

また、掲示が認められている文書図画であっても、種類によっては、大きさや設置できる個数等に制限がありますので注意してください。

内 容	規 格	数 量	記載の内容
① 選挙事務所を表示するために、その場所で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類	ポスター、立札、看板 縦 350cm ×横 100cm 以内 (縦横の使用方法は自由)	通じて3以内	全体として、選挙事務所を表示するためのものであること
	ちょうちん 高さ 85cm ×直径 45cm 以内	選挙事務所ごとに1個	
② 選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類	ポスター、立札、看板 縦 273cm ×横 73cm 以内 (縦横の使用方法は自由)	制限なし	
	ちょうちん 高さ 85cm ×直径 45cm 以内	1個	
③ 候補者が使用するたすき、腕章及び腕章の類	制限なし		
④ 個人演説会の会場において開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類	ポスター、立札、看板 縦 273cm ×横 73cm 以内 (縦横の使用方法は自由) ただし、屋内の演説会場内の場合は制限なし	会場ごとに通じて2枚以内 (ただし、会場内で掲示する数に制限なし)	表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。

	ちょうちん	高さ 85cm ×直径 45cm 以内	会場の内外を通じて 1 個	
⑤ 屋内の演説会場内において、その演説会の開催中掲示する映写等の類	制限なし			
⑥ 選挙運動用ポスター	※規格等は、後記「公営ポスター掲示場」参照	ポスター掲示場ごとに 1 枚	表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。	

- (2) 前記の(1)①②又は④のポスター・立札・看板及びちょうちんの類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動用自動車を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は個人演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければなりません。（法第 143 条の 2）
- (3) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前記の(1)⑤の映写等の類を除く。）の掲示は禁止されています。（法第 143 条第 2 項）

10 公営ポスター掲示場（法第 143 条第 4 項、法第 144 条の 2、令第 111 条、令第 111 条の 2、程第 2 章第 4 節、ポス掲条例）

- (1) 選挙運動用ポスターの掲示は、公営ポスター掲示場に限られ、これ以外の所には掲示することができません。（法第 143 条第 4 項）
- (2) 公営ポスター掲示場は、村選管が設置します。（法第 144 条の 2）
- なお、今回の選挙におけるポスター掲示場の投票区別の数は次表のとおりです。
（総数で 31 箇所）（令第 111 条）

投票区名	設置数	投票区名	設置数
第 1	12	第 2	8
第 3	4	第 4	7
		合 計	31

- (3) 公営ポスター掲示場の設置場所を示す地図等は、立候補届の際、村選管で交付します。

なお、事前に交付を希望される人には、ポスター掲示場の設置場所の告示日から村選管事務局で配付します。告示日については、村選管事務局にお問い合わせ下さい。（令第 111 条の 2）

- (4) 公営ポスター掲示場には、選挙運動用ポスター（寸法は長さ 42 cm×幅 30 cm以内）を掲示場ごとに 1 枚掲示することができます。このポスターには、検印を受ける必要はありませんが、その表面には掲示責任者と印刷者の住所、氏名（印刷者が法人の場合は、所在地と名称）を記載しておかなければなりません。

- (5) ポスターは、正しい番号の区画内に掲示しなければなりません。ポスター掲示場の各区画には、村選管があらかじめ定めた番号を記入してありますから、この番号と立候補届出順位とを一致させて貼ってください。（例 届出順位 1 番の方は 1 の区画に、2 番の方は 2 の区画に）貼り間違えることのないよう注意してください。
- (6) ポスターの貼り付けの方法は各候補者の自由ですが、過去の例から単にポスターの四隅を押しピン等でとめる方法は、多少の風雨でもはがれたり、破れたりすることもありますから、できるだけノリ等の接着剤も併用して貼り付けてください。
- (7) ポスターを掲示するときは、すでに正しく掲示されている他の候補者のポスターを汚損したり破損したりすると罪になりますから、特に注意してください。
- (8) 立候補の届出が受理されたときから投票日の前日（4 月 26 日）までの間は、何度でもポスターを貼り替えることができますが、投票日には、貼り替えることができません。
- (9) ポスターの事前審査について
公営ポスター掲示場に貼るポスターが所定の要件を満たしているかどうかを事前に確認しますので、候補者届出書類の事前審査の際、1 枚（ポスターの記載内容又は寸法の異なるごとにそれぞれ 1 枚）を持参のうえ、事前審査を受けるようにしてください。

11 投票所内等の氏名等の掲示（法第 175 条）

- (1) 投票所内の投票の記載をする場所で、選挙人が見やすい箇所に候補者の氏名及び党派別の掲示を行います。
- (2) 告示日の翌日から、期日前投票所又は不在者投票場所（村選管が設置する場所のみ）の適当な箇所に同様の氏名等の掲示を行います。
- (3) この掲示順序を定めるくじは、4 月 22 日午後 5 時 30 分から村選管で行います。候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

12 新聞広告

- (1) 候補者は、4 月 26 日（選挙期日の前日）までに 2 回、有料で新聞広告ができます。新聞広告の掲載は、いずれの新聞でもよく、同じ新聞に 2 回広告することや、ふたつの異なる新聞に各 1 回掲載しても差し支えありません。（法第 149 条第 4 項）
また、2 人以上共同で広告することもできますが、この場合、寸法は 1 人分の寸法以内に限られ、回数は、それぞれの候補者 1 回として計算されます。
- (2) 新聞社に新聞広告掲載の申込みをする際には、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」の提出が必要です。（程第 20 条）
- (3) 広告の寸法は、横 9.6 cm、縦 2 段組以内で、記事下に限られ、色刷りは認められません。（則第 19 条）

13 個人演説会（法第 161 条～第 164 条、令第 112 条、第 116 条）

- (1) 個人演説会は、公営施設又は公営施設以外の施設を使用して開催できますが、主催するのは、候補者に限られています。
なお、開催できる回数には制限がありません。

① 公営施設を使用する場合

公営施設の使用については、候補者 1 人について同一施設ごとに 1 回に限り無料であり、また、使用時間は 1 回について 5 時間以内とされています。

公営施設でも、学校にあってはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあっては業務、諸行事に支障があるときにおいては、個人演説会を開催することができません（令 116 条）。開催にあたっては、あらかじめその施設の管理者と十分連絡を取られますようお願いします。

開催の手続きは、開催日前 2 日までに、文書で村選管に申し出なければなりません。

なお、同一施設を 2 回以上使用される場合は、1 回目の個人演説会開催後に 2 回目の開催申し出をしなければなりません。

② 公営施設以外の施設を使用する場合

その施設の管理者と交渉し、その承諾を得れば開催できます。したがって、村選管に申し出をする必要はありません。

(2) 屋内の演説会場内においては、映写等の類を演説会開催中掲示することができます。

(法第 143 条第 1 項第 4 号の 2)

また、屋内の演説会場内で使用するポスター、立札及び看板の類については規格制限がありません。（法第 143 条第 9 項）

(3) 演説会は、前記の個人演説会のほかは、いかなる名義であっても開催することは禁止されています。（法 164 条の 3）

したがって、第三者が主催する合同演説会等は禁止されています。

14 街頭演説

(1) 次の条件を備えている場合に限り街頭演説を行うことができます。（法 164 条の 5、法第 164 条の 6、法第 164 条の 7、程第 10 条）

- ① 演説者がその場所にとどまり、村選管交付の「街頭演説用標旗」を掲げていること。
- ② 午前 8 時から午後 8 時までの間に行うものであること。
- ③ 街頭演説における選挙運動従事者は 15 人以内であり、これらの者は村選管交付の「運動員腕章」（11 人以内）、「乗車証腕章」（4 人以内）のいずれかを着けなければなりません。

(2) 屋内から街頭へ向かってする演説も、街頭演説としてその規制を受けます。

(3) 街頭演説をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。（法第 140 条の 2 第 2 項、法第 164 条の 6 第 2 項）

15 演説場所、連呼行為の制限

(1) 次に掲げる場所では、演説を行うことができません。ただし、例外として①の場所で公営施設使用の個人演説会は開催することは認められています。（法第 166 条）

- ① 国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く）
- ② 電車、バス及び停車場その他鉄道地内
- ③ 病院、診療所その他の療養施設

- (2) 連呼行為については、一般に禁止されていますが、午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車の上である場合、個人演説会及び街頭演説（幕間演説等の演説を含む。）をするときに演説の付随的なものとしてする場合には行うことができます。ただし、この場合においても、学校及び病院、診療所その他療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければなりません。（法第140条の2、法第164条の6）

16 飲食物の提供の禁止（法第139条）

- (1) 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することができません。

したがって、陣中見舞として、酒やジュース類を贈ることも違反となります。

ただし、次の(2)、(3)の範囲内で提供することは許されています。

- (2) 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

ア 茶菓の範囲

「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等のいわゆる「お茶うけ」程度のものとされています。

酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは菓子ではないので、提供することはできません。

また、菓子であっても高価な菓子は、ここにいう通常用いられる程度の菓子には当たりません。

イ 提供の相手方

提供できる相手方には制限がありませんので、選挙運動員、労務者又は陣中見舞に來た人に提供することは差し支えありません。

ただし、あまり多量に提供したり、選挙人に無制限に提供したりすると、買収又は利益供与となることがありますので、ご注意ください。

ウ 実費弁償との関係

選挙運動員については、前記イのとおりお茶うけ程度の菓子を提供でき、その選挙運動員が外出して茶菓子を飲食した場合には、さらに実費弁償として、1日につき500円以内の茶菓料を支給することができます。

労務者については、選挙運動員と同様に、茶菓子を提供することはできますが、労務者が、外出して茶菓子を飲食した場合には、選挙運動員とは異なり、実費弁償として茶菓料を支給することはできません。（法第197条の2、令第129条、程第33条）

エ 選挙運動費用との関係

選挙運動員、労務者又は陣中見舞に來た人に提供した湯茶及び菓子の経費は、すべて選挙運動費用に加算しなければなりません。

また、陣中見舞として菓子等をもたらしたときは、その時価に相当する額の寄附を受けたことになり、さらに、これを飲食に供したときは、その金額だけ支出したものとして計上する必要があります。（後記33ページ参照）

- (3) 選挙事務所において食事するために提供する弁当

ア 提供する相手方

選挙運動員及び労務者に限って提供できます。

したがって、陣中見舞に來た選挙人等には提供できません。（法第 139 条）

イ 提供することができる期間

立候補の届出後から選挙期日の前日までの間（すなわち選挙運動の期間中）に限られます。

したがって、立候補の届出前又は選挙の当日には、弁当を提供することはできません。

ウ 提供できる弁当の数等

弁当の数は、候補者 1 人当たり 225 食（45 食×5 日）の範囲内です。

また、1 人に提供できる弁当の額は、1 食につき 1,000 円以内、1 日につき 3,000 円以内です。（令第 109 条の 2、令第 129 条、程第 33 条）

エ 弁当の提供の方法

選挙運動員及び労務者に提供する弁当は、それらの者が、選挙事務所で食事する場合及び選挙事務所外に携行する場合に限り、選挙事務所において提供することができます。

したがって、選挙運動員や労務者を食堂や飲食店に連れて行って、そこで弁当を提供することはできません。

オ 弁当の提供と実費弁償及び報酬との関係

選挙運動員に弁当を提供した場合に、その者に更に実費弁償として支給できる弁当料は、1 日当たりの弁当料の実費弁償の基準額（1 食当たり 1,000 円以内、1 日当たり 3,000 円以内）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までです。

この場合、1 食当たりの額と 1 日当たりの額の両方の制限がかかりますのでご注意ください。

例えば、選挙運動員に対し、選挙事務所において、700 円相当の弁当を朝昼 2 食、計 1,400 円提供した場合、この選挙運動員が自費で 1,600 円の夕食をとり、その代金を請求してきても実費弁償としては、1 食分の 1,000 円までしか支給できないこととなります。

一方、労務者については、弁当代の実費弁償を支給することはできませんので、労務者に弁当を支給した場合は、1 日に支給することができる報酬の額から、提供した弁当の実費に相当する額を差し引かなければなりません。（令第 129 条）

カ 提供した弁当と選挙運動費用

選挙運動員及び労務者に提供した弁当に要した費用は、すべて選挙運動費用に加算しなければなりません。（後記 33 ページ参照）

17 戸別訪問の禁止（法第 138 条）

- (1) 何人も投票を得るため、又は得させないための目的をもって戸別訪問をすることはできません。
- (2) いかなる方法であっても、選挙運動のために、戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知する行為、又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされて禁止されています。

18 その他禁止、制限されている行為

- (1) 署名運動（法第 138 条の 2）
- (2) 人気投票の公表（法第 138 条の 3）
- (3) 氣勢を張る行為（法第 140 条）
- (4) 脱法文書図画の頒布又は掲示
 - ① 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、法第 142 条（文書図画の頒布）又は第 143 条（文書図画の掲示）の禁止を免れる行為として、以下のものを表示する文書図画を頒布したり、掲示することはできません。（法第 146 条第 1 項）
 - ア 候補者の氏名やシンボル・マーク
 - イ 政党その他の政治団体の名称
 - ウ 候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名
 - ② また、選挙運動の期間中は、以下のものを表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似するあいさつ状を、村内に頒布し、又は掲示することはできません。（法第 146 条第 2 項）
 - ア 候補者の氏名
 - イ 政党その他の政治団体の名称
 - ウ 候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者の氏名
 - エ 候補者と同一戸籍内にある者の氏名
- (5) 候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限
 - ① 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）又は後援団体の政治活動のために使用され、当該候補者等の氏名又は氏名が類推される事項及び後援団体の名称を表示したポスターは、任期満了の 6 か月前の日から掲示することができなくなっています。（法第 143 条第 16 項、第 19 項）
 - ② なお、前記①のポスターであっても、ベニヤ板等で裏打ちされているものや、掲示責任者と印刷者の氏名及び住所が記載されていないものは、掲示の時期に関わりなく、常時違法なポスターとなります。

また、裏打ちしていないポスターであっても、候補者等や後援団体の政治活動のために使用する事務所、若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるポスター（いわゆるステッカー等を含む。）も同様に常時違法となります。
 - ③ 選挙期日の告示日前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに、氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者（例えば、政党等の演説会周知用ポスターに弁士として氏名や顔写真が掲載されている者）が候補者となったときは、告示日のうちに千早赤阪村内に掲示した当該ポスターを撤去しなければなりません。（法第 201 条の 14）
- (6) あいさつ状の禁止

候補者等は、千早赤阪村内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その

他これに類するものを含む。)を出すことは、時期の如何を問わず禁止されています。(法第 147 条の 2)

なお、答礼のための自筆によるものであっても、選挙運動の期間中は、前記(4)の②により禁止されていますので、注意してください。

(7) 新聞紙、雑誌の不法利用等 (法第 148 条の 2)

(8) 選挙放送の濫用 (法第 151 条の 3 ただし書)

(9) 選挙運動放送の制限 (法第 151 条の 5)

(10) あいさつを目的とする有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、千早赤阪村内にある者に対する主としてあいさつ (年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。)を目的とする広告を有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させ、又は基幹放送事業者、有線テレビジョン放送事業者若しくは有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることは、時期の如何を問わず禁止されています。

また、何人も候補者等又は後援団体に対して、村内にある者に対する上記の広告の掲載や放送をさせることを求めることはできません。(法第 152 条)

(11) 個人演説会以外の演説会の禁止 (法第 164 条の 3) (前記 20 ページ参照)

(12) 選挙期日後のあいさつ行為の制限

何人も、選挙期日後に、当選又は落選に関して選挙人にあいさつをする目的をもって以下の行為をすることはできません。(法第 178 条)

① 選挙人に対して戸別訪問をすること。

② 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画以外の文書図画を頒布又は掲示すること。

③ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

④ 放送設備を利用して放送すること。

⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

⑥ 氣勢を張る行為をすること。

⑦ 当選したお礼に、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

(13) 選挙期日後における文書図画の放置 (法第 178 条の 2)

文書図画を掲示した者は、選挙の期日後速やかにこれを撤去すること。

第3 寄附の禁止

1 候補者等の寄附の禁止（法第 199 条の 2）

- (1) 候補者等は、村内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。

ただし、次の場合は除かれます。

- ① 政党その他の政治団体に対してする場合

ただし、自己の後援団体（資金管理団体を除く）に対しては、一定の期間（2月7日（任期満了90日前）から4月27日（選挙期日））までの間は、寄附をすることはできません。

- ② 親族に対してする場合

「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいいます。

- ③ 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合

ただし、参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く）が行われるようなもの、村外で行われる集会、及び一定の期間（2月7日（任期満了90日前）から4月27日（選挙期日））に行われる集会には実費の補償といえども禁止されています。

また、「必要やむを得ない実費の補償」には、食事代や食事の提供は含まれないので禁止されています。

- (2) 候補者以外の者が、候補者等を寄附の名義人として村内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することはできません。

ただし、前記(1)の②及び③に該当する場合は除かれます。

- (3) 何人も、候補者等に対して、村内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することはできません。

ただし、前記(1)の①～③に掲げる寄附を勧誘し、又は要求する場合はこの限りではありません。

- (4) 何人も、当該候補者等以外の者に対して、候補者等を寄附の名義人として村内にある者に対し寄附することを勧誘し、又は要求することはできません。

ただし、前記(1)の②及び③に掲げる寄附を勧誘し、又は要求する場合は除かれます。

- (5) 寄附には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるもの、その他これらに類するものを含みます。したがって、冠婚葬祭、近所づきあい等通常一般の社交として行われる寄附についても、親族に対してする場合を除き、禁止されるものです。

2 後援団体に関する寄附等の禁止（法第 199 条の 5）

- (1) 特定の候補者等の支持推薦を主たる目的とする後援団体は、村内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。

ただし、次の場合は除かれます。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部及び当該候補者に対して寄附をする場合。ただし、当該候補者等に対しては、選挙運動に関するものを除き、金銭、有価証券による寄附は禁止されます。（規正法第 21 条の 2）

- ② 当該後援団体が、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする場合

ただし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び一定の期間（2月7日（任期満了90日前）から4月27日（選挙期日））は寄附をすることはできません。

- (2) 何人も、後援団体の総会その他の集会（結成集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定の期間（2月7日（任期満了90日前）から4月27日（選挙期日））は、村内にある者に対し選挙に関する否とに関わらず、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすることはできません。
- (3) 候補者等は、一定期間、自己の後援団体（資金管理団体を除く。）に対し寄附をすることはできません。

3 候補者等が関係する会社、団体等の寄附の禁止（法第199条の3）

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、村内にある者に対していかなる名義をもってするを問わず、その者の氏名を表示し、又はその者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません。

（政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附は禁止されません。ただし、政治団体以外の法人又は団体は規正法において政党又は政治資金団体以外の政治団体への寄附が禁止されています。（後記6(1)参照））

4 候補者等の氏名等を冠した会社、団体等の寄附の禁止（法第199条の4）

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、この選挙に関し、村内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。

（政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者等に対する寄附は禁止されません。ただし、政治団体以外の法人又は団体は規正法において政党又は政治資金団体以外の政治団体及び候補者等への寄附が禁止されています。（後記6(1)参照））

5 村と特別の関係がある者の寄附の禁止（法第199条）

- (1) 村と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、この選挙に関し寄附をすることはできません。

また、何人も、千早赤阪村議会議員選挙に関し、上記の者に対して寄附を勧誘し、又は要求することはできませんし、これらの者から寄附を受けることもできません。（法第200条）

- (2) 村から、補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究・調査及び災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものを除く。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。（規正法第22条の3）
- (3) 村から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- (4) また、何人も、上記(2)又は(3)の適用を受ける会社その他の法人であることを知りなが

ら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求することはできませんし、上記(2)又は(3)に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

6 政治資金規正法に規定する寄附の禁止

(1) 会社等の寄附の制限

会社、労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党、政治資金団体以外の者に対しては、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附（「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。以下同じ。）をすることはできません。（規正法第 21 条）

(2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止

政党を除き、何人も候補者等の政治活動（選挙運動を除く。）に関して、金銭又は有価証券による寄附は禁止されます。（規正法第 21 条の 2）

しかし、選挙運動に関しては、候補者等は政党、個人及び政治団体から金銭又は有価証券による寄附を受けることができます。

ただし、前記(1)に記載のとおり、会社等の団体からは、公職の候補者への寄附は、事務所等の無償提供等も含め、一切禁止されています。

(3) 次の①、②の会社その他の法人は、候補者等に対して政治活動に関する寄附をすることはできません。（規正法第 22 条の 3）

① 村から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後 1 年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、候補者等又は後援団体等に対して政治活動に関する寄附をすることはできません。

② 村から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、候補者等又は後援団体に対して政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、何人も上記①又は②の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求することはできません。

また、何人もこれらの者から上記①又は②に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることもできません。

(4) 赤字会社の寄附の禁止（規正法第 22 条の 4）

三事業年度以上にわたり、継続して欠損（会社の確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金）を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、何人も上記に違反してされる寄附であることを知りながらこれを受けることもできません。

(5) 外国人等からの寄附の禁止（規正法第 22 条の 5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

(6) 匿名等の寄附の禁止（規正法第 22 条の 6）

何人も本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をすることができません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が、1,000 円以下のものは除きます。

また、何人も上記に違反してされる寄附を受けることもできません。

(7) 寄附のあっせんに関する制限（規正法第 22 条の 7）

- ① 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合においては、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をすることはできません。
- ② 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めることはできません。

(8) 寄附の量的制限（規正法第 22 条、第 22 条の 2）

受領者 寄附者	政党・政治資金団体	公職の候補者等	資金管理団体	その他の政治団体
個人	総額 2,000 万円以内 で個別制限なし (注 3)	候補者 1 人あたり 150 万円以内 (注 1)	総額 1,000 万円以内で 1 団体あたり 150 万円以内	1 団体あたり 150 万円以内
遺贈による 寄附	無制限	無制限	無制限	無制限
公職の 候補者等	総額 2,000 万円以内 で個別制限なし (注 3)	- 選挙区外の候補者等 候補者 1 人あたり 150 万円以内 (注 1) - 選挙区内の候補者等 禁 止	総額 1,000 万円以内で - 他者の資金管理団体 1 団体あたり 150 万円以内 - 自己の資金管理団体 上記総額 1,000 万円 以内で個別制限なし - 自己の資金管理団体 無制限	1 団体あたり 150 万円 以内 (注 2)
特定寄附 (政党からの寄附を 自己の資金管理団 体に寄附すること)				
会 社	総額規制（資本金に応じ て 750 万～1 億円）の範 囲内で個別制限なし (注 3・4)	禁 止	禁 止	禁 止
労働組合 職員団体	総額規制（組合員等の数 に応じて 750 万～1 億 円）の範囲内で個別制限 なし (注 3・4)	禁 止	禁 止	禁 止
その他任意団 体等	総額規制（前年経費の額 に応じて 750 万～1 億 円）の範囲内で個別制限 なし (注 3・4)	禁 止	禁 止	禁 止
政 党	無制限 (注 3)	無制限 (注 5)	無制限	無制限
資金管理団体	無制限 (注 3)	- 後援候補者及び後援候 補者の選挙区外の候補 者等 無制限 (注 1) - 後援候補者の選挙区内 の候補者等 禁 止	同一の団体に対して 5,000 万円以内	同一の団体に対して 5,000 万円以内
その他の政治 団体	無制限 (注 3)	- 後援候補者及び後援候 補者の選挙区外の候補 者等 無制限 (注 1) - 後援候補者の選挙区内 の候補者等 禁 止	同一の団体に対して 5,000 万円以内	同一の団体に対して 5,000 万円以内

注 1 日頃の政治活動に関する寄附は物品に限るが、選挙運動に関する寄附は現金でも可。

2 その他の政治団体が当該公職の候補者等の後援団体の場合は一定期間寄附が禁止される。

3 政治資金団体への寄附は預金等の口座への振込み又は振替に限る。（千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付によるものを除く。）

4 一以上の市町村（政令指定都市にあっては行政区又は総合区）の区域又は公職選挙法第 12 条に規定する選挙区の区域を主たる活動区域とする支部のみ適用され、それ以外の支部は禁止されます。

5 金銭及び有価証券による政党がする寄附は、令和 8 年 12 月 31 日まで認められています。

第4 連座制

1 総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止（法第 251 条の 2、法第 251 条の 3）

連座制 連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ、候補者や立候補予定者が買収等の行為にかかわっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その当選を無効とするとともに、立候補制限という制裁を科す制度です。

次の者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられたとき、当該候補者等の当選は無効とし、かつ法第 251 条の 5 に規定する時から 5 年間、当該選挙区で行われる当該選挙について、立候補することができません。

- (1) 候補者の選挙運動を総括主宰した者（総括主宰者）や、地域の選挙運動を総括主宰した者（地域主宰者）又は選挙運動費の収支に関する権限を持っていた者（出納責任者）
 - (2) 候補者や立候補予定者の親族（父母・子・夫・妻・兄弟・姉妹）で候補者等、総括主宰者、地域主宰者と意思を通じて、選挙運動をした者
 - (3) 候補者や立候補予定者の秘書（政治活動を補佐する者）で、候補者等、総括主宰者、地域主宰者と意思を通じて、選挙運動をした者
 - (4) 政党・後援会・企業・労働組合・宗教団体・協同組合・業界団体・PTA・同窓会等の組織で、候補者や立候補予定者と意思を通じて行われる選挙運動の計画の立案、調整、又は選挙運動に従事する者の指揮、監督その他選挙運動の管理を行う者（組織的選挙運動管理者等）
- 「選挙運動の計画の立案、調整」を行う者とは、選挙運動全体の計画の立案又は調整を行う人をはじめ、ビラ配りの計画、ポスター貼りの計画、個人演説会の計画、街頭演説会などの計画を立てる人、いわば司令塔の役割を担う人をいう。
- 「選挙運動に従事する者の指揮・監督」を行う者とは、ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会の会場設営、電話作戦などに当たる者の指揮監督を行う人、いわば、前線のリーダーの役割を担う人をいう。
- 「その他選挙運動の管理」を行う者には、選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保など、後方支援活動を行う人などが含まれる。

第 5 選挙運動費用

1 支出の最高制限額

選挙運動のために支出できる金額は、4月22日現在の選挙人名簿登録者数に基づき算出します。（法第194条）

確定した金額は、選挙期日の告示日に告示するとともに、立候補届出の際にお知らせしますが、その算式は次のとおりです。（令第127条）

$$\frac{\text{4月22日現在の選挙人名簿登録者数} \times 1,120 \text{ 円}}{\text{村議会議員の議員定数（7人）}} + 90 \text{ 万円}$$

参考 令和6年12月2日現在の選挙人名簿登録者数（4,231人）でこの金額を計算しますと1,577,000円となります。（※100円未満は切上げ）

2 実費弁償及び報酬の額

- (1) 選挙運動に従事する者（運動員）には実費弁償を、労務者には報酬と実費弁償を支給することができます。（労務者とは、ポスター貼り、自動車の運転等の単純な機械的労務に服する者をいいます。）（法第197条の2、令第129条、程第33条）

これらの支給をすることができる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりです。

- ① 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の費目及び額（令第129条、程第33条）

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

エ 宿泊料 1夜につき 12,000円（食事料2食分を含む。）

オ 弁当料 1食につき 1,000円

1日につき 3,000円

カ 茶菓料 1日につき 500円

- ② 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

ア 基本日額 10,000円以内（ただし、弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額）

イ 超過勤務手当 1日につき前記の「基本日額」の5割以内

- ③ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の費目及び額

ア 鉄道賃・船賃・車賃 前記①ア、イ及びウに掲げる額

イ 宿泊料（食事を含まない。） 1夜につき 10,000円

- (2) 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車の上において選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（要約筆記）のために使用する者（要約筆記者）に対しては、前記(1)の①に掲げる実費弁償のほか、

事務員には 1人1日 10,000円以内

車上運動員には 1 人 1 日 15,000 円以内
手話通訳者には 1 人 1 日 15,000 円以内
要約筆記者には 1 人 1 日 15,000 円以内
の報酬を支給できます。

選挙運動のために使用する事務員とは、候補者から雇われて、広く選挙運動に関する事務に従事する者であり、統括主宰者、出納責任者及びこれらに準ずる選挙運動の枢機に参画するような者はもちろん親族等の特別信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれません。また、労務者と異なり、年齢満 18 歳未満の者はなることができません。（法 137 条の 2）

- ① 支給できる範囲は、候補者 1 人当たり 1 日 7 人以内です。（令第 129 条 3 項）
 - ② 使用する前にあらかじめ、文書で村選管に届け出た者に限られます。35 人を超えない員数に限り、異なる者を届け出ることができます。（選挙運動のために使用する労務者については届出は不要です。）
 - ③ 報酬を支給する者の届けを、郵送で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いを受けておけば、そのときに届出をしたことになります。
- (3) もとより、報酬の支給が認められるのは、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に限られ、その他の選挙運動を行う者に対しては報酬を支給できません。

したがって、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者以外の選挙運動を行う者に対して報酬を支給すれば、いわゆる買収罪にあたることになりますので、ご注意ください。

3 出納責任者（法第 180 条～第 191 条）

- (1) 出納責任者は、選挙運動の収支について全面的な責任と権限を有しております。
候補者は、立候補届出後直ちに村選管へ出納責任者の選任届をしなければなりません。異動したときも届出を要します。出納責任者の届出がなければ、寄附を受け又は支出をすることができません。
- (2) 候補者は、文書で、出納責任者が支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者と共に、これに署名押印をしなければなりません。（法第 180 条第 2 項）
- (3) 出納責任者の主な職務は次のとおりです。
 - ① 会計帳簿を備え、全ての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること。
 - ② 寄附の明細書を受けること。
 - ③ 原則として支出の全てを扱うこと。
 - ④ 全ての支出について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴すること。
 - ⑤ 全ての寄附及びその他の収入並びに支出について、村選管に報告すること。
 - ⑥ 会計関係の帳簿及び書類を保存すること。

4 会計帳簿（法第 185 条、則第 22 条）

会計帳簿は、収入簿と支出簿の 2 種類であって、その様式及び記載方法等は、47 ページの「会計帳簿の様式（別記 2）」を参照して出納責任者において作成してください。

5 収支報告書（法第 189 条、則第 23 条）

選挙運動費用収支報告書は、令和 7 年 5 月 12 日（選挙期日後 15 日）午後 5 時までに村選管へ提出しなければなりません。この報告書には、領収書等の写し（領収書等を徴し難い事情があったときは、その支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し）の添付を要します。

なお、収支報告書の作成にあたっては、37 ページの「収支報告書の作成要領（別記 1）」、51 ページの「選挙運動費用収支報告書記載例（別記 3）」、65 ページの「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（別記 4）」、66 ページの「振込明細書に係る支出目的書（別記 5）」を参照してください。

収支報告書の作成要領

【作成にあたって】

「選挙運動費用収支報告書」は、公職の候補者の選挙運動に関する寄附その他の収入及び支出を公開することによって、選挙の公正を確保しようとする趣旨のものです。

【提出書類】

1. 選挙運動費用収支報告書 2部（1部は受付印を押してお返しします）
2. それぞれの支出を証する領収書の写し（又は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」若しくは「振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書」）

【提出期限】

1. 選挙期日の告示日前まで、及び選挙期日の告示日から選挙期日まで、並びに選挙期日経過後になされた寄附その他の収入及び支出については、これらを併せて精算し、**令和7年5月12日午後5時まで**に提出してください。
2. 1の報告後になされた収入及び支出については、その寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内に提出してください。

【提出義務者】

提出義務者は、出納責任者です。

なお、報告書を作成されるにあたっては、村選管より交付いたしました用紙に、会計帳簿〔出納責任者が必ず備え付け、記載しなければならない「収入簿」と「支出簿」をいう。（別記2）〕に記載されている内容を転記するだけでよいわけですが、その際には、次の記載事項及び記載例（別記3）を参考にしてください。

【記載事項】

1. 「執行年月日」及び「選挙名」は、すでに記載されてあります。
2. 公職の候補者の「住所」及び「氏名」は、立候補の届出書に記載された住所及び氏名を正確に記載してください。「氏名」は通称ではなく、本名を記載してください。
3. 収支の期間「自 月 日から」「至 月 日まで」には、次の「4. 収入の部」及び「5. 支出の部」に記載していただく収入及び支出の月日欄中で、最初に収支のあった月日及び最後に収支のあった月日を記載してください。
なお、第2回以降分の報告書の「自 月 日から」は、第1回分の報告書の「自 月 日から」と同じ月日を記載することになります。

4. 収入の部

この欄には、会計帳簿の収入簿に記載されている事項を転記するだけでよいわけですが、次の点にご注意ください。

(1) 「収入」とは

選挙運動に関してなされた

ア 金銭、物品、その他の財産上の利益の収受

イ 金銭、物品、その他の財産上の利益の収受の承諾

ウ 金銭、物品、その他の財産上の利益の収受の約束

をいい、通常使われている「収入」という言葉よりも広い意味であり、金銭や財産上の利益を現実に収受した場合だけでなく、その収受の承諾又は約束だけでも収入となることに注意しなければなりません。収入は、「寄附」と「その他の収入」とに区分されます。

ただし、公費負担された選挙運動用通常はがきの郵送料及び選挙運動用自動車の使用は記載する必要はありません。（選挙運動用自動車の無償貸与や運転業務の労務の無償提供は記載する必要があります。）

また、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用で公費負担された金額も、収入として計上する必要はありませんが、参考欄にその金額を記載してください。

①「寄附」には、労務の無償提供、自動車、拡声機又は選挙事務所の無償提供等も含まれます。

②「その他の収入」は、候補者の自己資金（借入金含む）のうち、選挙運動費用に充てたものをいいます。

(2) この部において、1件10,000円を超える収入については各件ごとに記載し、1件10,000円以下の収入についてはその種別ごとに各収入日における合計金額を一欄に記載してください。

(3) 「月日」の欄には

ここに記載する月日は、収入のあった日ですが、寄附の約束（約束とは、相手方の申出と、その申出を受ける旨の合意が成立することをいう。）の場合には、その約束のあった日を記載してください。

例えば、立候補の届出日において、選挙運動期間中労務を無償提供する約束があれば、その約束の日に全期間に相当する金額の寄附があったものとして、立候補届出日を記載し、また、選挙事務所を何日から何日まで無償で借りる約束があった場合は、その約束があった日にその日数に相当する寄附があったものとしてその約束の日を記載することになります。

なお、「収入の部」に上記のような労務及び選挙事務所の無償提供が記載された場合は、「支出の部」にもこれを記載することになります。

- (4) 「種別」の欄には
「寄附」又は「その他の収入」に区分して記載してください。
- (5) 「金銭又は見積額」の欄には
金銭の収入の場合には、その金額を記載してください。
金銭以外の収入（例えば、労務、選挙事務所及び拡声機等の無償提供）の場合には、それを時価（その時期及び場所等における価格）に見積もった額を記載してください。
- (6) 「寄附をした者」の欄には
その他の収入については記載する必要はなく、10,000円を超える寄附をしたものについては、必ず寄附をした者の住所、氏名及び職業（政治団体にあっては主たる事務所の所在地、政治団体名）を記載してください。
- (7) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄には
金銭以外の収入を時価に見積もったときの単価、数量等を具体的に記載してください。
無償提供の場合は、収入金額の積算根拠を記載し、支出の部にも同日に同額を記載します。ただし、物品の場合は、それを消費した時に支出の部に上記のとおり記載すること。
- (8) 「備考」の欄には
寄附の約束の場合、その約束の日が「月日」欄に記載されますので、その旨並びにその履行の有無及び年月日等をこの備考に記載してください。
また、1件10,000円以下の収入は、種別及び収入日ごとに合計し、その内訳（10,000円以下 ○件）を記載してください。
- (9) 収入の総括表の「計」、「前回計」及び「総額」の欄には
第1回分報告書については、寄附及びその他の収入の区分別に合計し、計欄及び総額欄に記載してください。
第2回分以降については、その報告分の合計を計欄に、前回までの報告分の総額を前回計欄に、そして計と前回計の合計を総額欄に記載してください。
- (10) 参考の欄には
選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るものを含みます。）を必ず記載してください。
選挙運動用自動車及び船舶の使用に要した支出（借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等）は、公職選挙法第197条第2項により、選挙運動に関する支出とはみなされないため、この「参考欄」に記載する必要はありません。

5. 支出の部

収入の部と同様、会計帳簿の支出簿に記載されている事項を転記するだけでよいわけですが、次の点に注意してください。

(1) 「支出」とは

選挙運動に関してなされた

ア 金銭、物品、その他財産上の利益の供与

イ 金銭、物品、その他財産上の利益の交付

ウ 金銭、物品、その他財産上の利益の供与又は交付の約束

をいい、収入と同様、通常用いられている言葉の観念より広い意味です。

また、選挙期日の告示日の前後を問わず、立候補の準備行為に要した費用、選挙運動の準備行為に要した費用、そして選挙運動に要した費用等すべての支出をいい、準備行為のように、選挙運動そのものでないものでも、選挙に関するものであれば「選挙運動に関する支出」として計上しなければなりません。

なお、実質上支出していない労務の無償提供、選挙事務所の無償提供等についても、収入と同時に支出に計上しなければなりませんので注意してください。目の分類については、前述の「支出費目の分類上の注意」を御確認願います。公費負担となるもの（選挙運動用自動車等の使用に要する経費を除く。）も記載しなければなりません。

また、「立候補及び選挙運動の準備行為」とは、例えば、選挙運動に従事する予定の者などとの内部的な意見の連絡統一のための行為、選挙事務所を借りるためあらかじめ契約しておく行為、あるいはポスター、立札、看板の類をあらかじめ作成しておく行為等をいいます。

(2) 支出科目は

報告書には、必ず次に説明する科目の順序に従って記載し、各科目ごとの小計を記載してください。（なお、科目内の順序は、月日順に記載してください。）

また、支出科目が異なるときは、用紙を替えてください。

① 人件費

選挙運動員及び労務者に対する報酬をいう。

なお、これらの人に対して実費弁償として支給した交通費、食糧費等は、それぞれ交通費、食糧費に含まれ、人件費には含まれません。

また、選挙運動員に対する報酬を記載する際には報酬を支給する者の届出を確認して、届出もれのないようご注意ください。

候補者・・・自己の選挙であるから、人件費に含まれません。

運動員・・・実費弁償（交通費、宿泊費、弁当料、茶菓料）に限って支給されるので、人件費に含まれません。

事務員等・・・報酬（基本日額）

事務員	1 日	10,000 円以内
-----	-----	------------

車上運動員	1 日	15,000 円以内
-------	-----	------------

手話通訳者	1 日	15,000 円以内
-------	-----	------------

要約筆記者 1日 15,000 円以内 期間：届出の日から選挙期日の前日まで 人数：1日 7 人以内 労務者・・・報酬は、人件費に含まれます。 報酬（基本日額 1日 10,000 円以内） 超過勤務手当（1日につきの上記の「基本日額」の5割以内）

② 家屋費

選挙事務所費と集合会場費とに区分されます。

ア 選挙事務所費

事務所自体と机、椅子など備品の借上料及び電話架設費用等をいう。

なお、臨時電話を架設したときの保証金（期間終了後に全額返還される場合）は含まれません。また、候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合は、支出として記載する必要はありません。

イ 集合会場費

個人演説会場の使用料等をいう。（公営の施設を無料で使用した場合は、記載する必要はありません。）

③ 通信費

電話の借上料及び電話料、事務連絡用の郵便料及び電報料をいう。（臨時電話架設の際の保証金は、記載する必要はありません。）

④ 交通費

車の借上料及びタクシー代等の費用並びに選挙運動員、車上運動員、事務員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に支払った車賃、鉄道賃などの実費弁償等をいいます。

ただし、候補者自身が乗用する自動車等のために要した支出及び法定の選挙運動用自動車を使用するための支出は、選挙運動のための支出とみなされない（後記(3)参照）ので、記載する必要はありません。

⑤ 印刷費

選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙公報原稿の印刷費等をいう。選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用は、一定限度額の範囲内で公費負担されますが、公費負担分も含めて全額を記載しなければなりません。

⑥ 広告費

選挙事務所、選挙運動用自動車等に用いた立札、看板、ちょうちん及びたすき等の作成費、拡声機の借上料等をいう。

⑦ 文具費

紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した文房具の費用をいう。

⑧ 食糧費

湯茶及びこれに伴う通常用いられる程度の菓子代、選挙運動員、車上運動員、事務員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して提供する法で認められた弁当のために要した費用等をいいます。

⑨ 休泊費

休憩及び宿泊の費用をいいます。

⑩ 雑費

①～⑨以外の諸費をいい、電気、ガス、水道代等の光熱水費及び材料費等をいいます。ただし、立札、看板の類を作製する場合、材料を提供して労務者を雇い作製したようなときには、労務者に要した支出は人件費に、ペンキ代等は文具費に、材料代は雑費として計上してください。

(3) 選挙運動に関する支出とみなされないもの

① 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出及びその者と意思を通じてした支出以外のもの

② 立候補の届出後にした支出のうちで、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

③ 候補者自身が乗用する自動車等のために要した支出

④ 法定の選挙運動用自動車を使用するために要した支出

例えば、自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の賃金、超過勤務手当、宿泊料及び食事代等です。

ただし、出先での駐車料金や自動車に取り付ける拡声機及び看板等については、これに含まれませんので、駐車料金は交通費に、拡声機や看板代は広告費として計上してください。

⑤ 選挙期日後、選挙運動の残務整理のために要した支出

選挙の期日（投票日）経過後でなければその原因が発生しない費用で、選挙事務所の閉鎖等、選挙運動の片付けをするのに必要な費用をいう。

⑥ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税（消費税及び地方消費税を除く）又は手数料

⑦ 供託金

(4) 「月日」の欄には

実際に支出のあった日を記載しますが、支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載しなければなりませんので、必ずしも、実際に支出した日と一致するとは限りません。

例えば、選挙事務所を借りるにあたり、立候補される以前にその所有者と約束された場合は、その約束された日に支出があったものとし、また、選挙運動用ポスターを印刷するにあたり、印刷業者と契約した場合は、その契約した日を支出があった日として記載してください。したがって、領収書の写しの日付けと一致しなくても差し支えありません。また、実際に支払った日は「備考」欄に記入してください。

なお、収支報告書には、前記(2)の支出科目別、月日順に記載してください。

- (5) 「金額又は見積額」の欄には
金銭の支出の場合には、その金額を、金銭以外の支出の場合には、時価に見積もった額（無償提供等の場合には、収入の内訳に記載されている金額と同額）を記載してください。
- (6) 「区分」の欄には
立候補の届出をされた日を境に、その前日までの支出（支出の約束を含む。）を立候補準備のための支出（月日の欄が4月21日までのもの）とし、以後の支出は、選挙運動のための支出（月日の欄が4月22日からのもの）として区分し、さらに各科目ごとの小計欄にその各々の内訳を記載してください。
- (7) 「支出の目的」の欄には
その科目について、事務員報酬、労務者日当、ポスター印刷等具体的に記載してください。
- (8) 「支出を受けた者」の欄には
収入の部と同様、支出を受けた者の住所、氏名及び職業（団体にあっては、主たる事務所の所在地、団体名）を必ず記載してください。
- (9) 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄には
収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積もったときの単価、数量等を具体的に記載してください。
- (10) 「備考」の欄には
支出の約束をしたものについては、その旨並びに履行の有無及び支出年月日、さらに約束をしたものの見積額の明細を記載してください。また、選挙運動用ビラやポスターのように公費負担となる場合は、ビラ又はポスター印刷に係る契約締結年月日を記載の上、「備考」欄に「公費負担」と明記願います。
- (11) 支出の総括表の「計」、「前回計」及び「総額」の欄には
収入の部と同様に、立候補準備のための支出と、選挙運動のための支出との区分別に合計し、計欄及び総額欄に記載してください。
第2回分以降の報告にあっては、その報告分の合計を計欄に、前回までの報告分の総額を前回計欄に記載し、そして計と前回計の合計を総額欄に記載してください。
- (12) 「支出のうち公費負担相当額」の欄
選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターに係る公費負担相当額があれば記載してください（供託物が没収された場合は公費負担はありません）。
ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して

記載してください。

なお、選挙運動用自動車の使用、運転手の雇用及び燃料の供給に係る公費負担相当額については、記載する必要はありません。

【領収書の写しの作成】

1. すべての支出について、必ず領収書の写しを作成し、提出しなければなりません。領収書の写しは、領収書原本を複写する方法により作成し、支出科目別及び月日順に領収書等添付用台紙に貼付して提出してください。

2. ただし、郵便切手代、電車賃等通常領収書を発行しないものや、労務等の無償提供により、事実上領収書を徴することが不可能な場合や公費負担に係る支出については、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」（別記4）の用紙に、支出科目別及び月日順に従って記載してください。

なお、その際には、領収書を徴し難かった事由を具体的に記載するとともに、その他の記載事項についても忘れずに記載してください。

また、金融機関への振込みによる支出については、「振込明細書に係る支出目的書」（別記5）とこれに対応する金融機関が作成した振込明細書の写しを提出する必要があります。（支出目的ごとに別葉に作成）なお、この目的書を用いずに、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」（別記4）に当該支出科目等を記載し、金融機関が作成した振込明細書の写しを提出する方法でも差し支えありません。

ただし、金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、この振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができますので、この場合は「振込明細書に係る支出目的書」の提出や「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」への支出科目等の記載は必要ありません。

3. つまり、収支報告書に記載されている支出のすべてについて、「領収書の写し」、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書」のいずれかが添付されていなければならない、このうち「振込明細書の写し」を添付している場合で、その振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、その内容を記載した「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」を添付しなければなりません。

4. 領収書の原本は、出納責任者のもとで会計帳簿とともに、報告書提出の日から3年間保存することを義務づけられていますので、領収書の写しの代わりに領収書の原本を提出することはできません。

【真実を誓う旨の記載】

収支報告書には、事実の記載がなされていることを誓う旨の記載が必要です。収支報告書の末尾にその旨を記載するように印刷されていますので、出納責任者は、提出年月日、住所及び氏名を記載することを忘れないように注意してください。

【提出期限】

第 1 回分の報告は、令和 7 年 5 月 12 日（選挙期日後 1 5 日）午後 5 時までです。

【提出部数】

2 部（1 部は受付印を押してお返しします。）

【その他】

出納責任者は、この収支報告書の提出を怠ったり、これに虚偽の記載をしたときは、法第 246 条の規定により処罰されることがありますので、必ず期限内に提出してください。

なお、この収支報告書の作成について、疑問がありましたら村選管事務局まで問い合わせてください。

【提出先・問い合わせ先】

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村選挙管理委員会事務局

電話 72-0081（代表）

(別 記 2)

会計帳簿の様式

【収入簿】

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団 体名	職 業		
	円						
~~~~~							
合 計							

### 注意事項

1. この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
2. 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
3. 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
4. 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
5. 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
6. 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

【支出簿】

月日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別の別	備考
	金銭支出	金 銭 以 外 の 支 出	合計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
	円	円	円							
~~~~~										
~~~~~										
合計										

注意事項

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- この帳簿の各科目には、(1)人件費 (2)家屋費 (3)選挙事務所費(4)集会会場費等) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食糧費 (9)休泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、自動車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載する。  
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

7. 支出のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
8. 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
9. 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。



(別 記 3)

# 選挙運動費用収支報告書 [ 記載例 ]

## 1. 令和7年4月27日執行 千早赤阪村議会議員選挙

2. 公職の候補者 住所 大阪府南河内郡千早赤阪村大字○○○○○番地

氏名 ○○ ○○

3. 自 ○○月○○日から

至 ○○月○○日まで (第1回分)

最初に収支のあった月日  
及び最後に収支のあった  
月日

その他の収入については記載する必要はなく、  
10,000 円を超える寄附をしたものについては、必ず寄附をした者の住所、氏名及び職業  
(政治団体にあっては主たる事務所の所在地、  
政治団体名)を記載

## 4. 収入の部 (No. 1)

月 日	金額又は見積額 (円)	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事 務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○ ・ ○	50,000	寄 附	○○市○○○○	○○党本部			
○ ・ ○	50,000		○○市○○○○	甲野一郎	会社役員		寄附の約束 ○月○日履行
	30,000		○○市○○○○	甲野二郎	会社員		
○ ・ ○	50,000	〃	○○町○○○○	甲野太郎	無職	1日10,000円 5日間	労務の無償提供
	500,000	その他の収入					自己資金
	10,000	寄 附	○○町○○○○	甲野四郎	○○業	1日10,000円 1日間	選挙事務所無償提 供

収入のあった日(寄附の約  
束の場合には、その約束の  
あった日)

「寄附」又は「その他の収  
入」に区分して記載

金銭の収入の場合には、その金額  
を記載。  
金銭以外の収入の場合には、それ  
を時価に見積もった額を記載

金銭以外の収入を時価に見  
積もったときの単価、数量等を  
具体的に記載

寄附の約束の場合、その旨、  
履行の有無及び年月日等を  
記載

4. 収入の部 (No. 2)

通し番号を記入してください

○ ・ ○	5 0 , 0 0 0	〃					10,000 円以下 5 件
計	寄 附	2 4 0 , 0 0 0					
	その他の収入	5 0 0 , 0 0 0					
	計	7 4 0 , 0 0 0					
前 回 計	寄 附	0					
	その他の収入	0					
	計	0					
総 額	寄 附	2 4 0 , 0 0 0					
	その他の収入	5 0 0 , 0 0 0					
	計	7 4 0 , 0 0 0					

1 件 10,000 円以下の収入は、種別及び収入日ごとに合計し、その内訳を記載

種別ごとに分けて合計金額を記載

2回目以降の提出の場合、前回までの金額を記載

参考

公費負担相当額 ポスター作製費 3 0 , 0 0 0 円  
公費負担相当額 ビラ作成費 1 0 , 0 0 0 円

公費負担された選挙運動用通常はがきの郵送料及び選挙運動用自動車の使用は記載する必要はありません。  
選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用で公費負担された金額も、収入として計上する必要はありませんが、参考欄にその金額を記載してください。

5. 支出の部 (No. 1)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
人件費								
○・○	10,000	立候補準備	労務者日当	千早赤阪村○○○	乙野一郎	学 生		支出の約束の場合、その旨、履行の有無及び支出年月日、約束をしたものの見積額の明細を記載
○・○	10,000	〃	〃	〇〇市〇〇〇〇	甲山二郎	〃		
○・○	50,000	選挙運動	事務員報酬	〇〇町〇〇〇〇	乙井三郎	無 職		1日10,000円 5日分〇／〇支払
○・○	50,000	〃	〃	千早赤阪村○○○	丙野四郎	〃		〃
○・○	50,000	〃	〃	千早赤阪村○○○	丁岡五郎	学 生		〃
			〃	〇〇町〇〇〇〇	甲野太郎	無 職	1日10,000円 5日間	労務の無償提供
立候補準備	20,000							
選挙運動	200,000							
小 計	220,000							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)

金銭以外の支出の場合には、時価に見積もった額(無償提供等の場合には、収入の内訳に記載されている金額と同額)

月日の欄が  
4/21 までのもの:立候補準備  
4/22 以降のもの:選挙運動

具体的に記載

報酬を支給する場合、「報酬を支給する者の届出」の届出内容と一致させる

金銭以外の支出を時価に見積もったときの単価、数量等を具体的に記載

人件費  
選挙運動員及び労務者に対する報酬をいう。  
なお、これらの人に対して実費弁償として支給した交通費、食糧費等は、それぞれ交通費、食糧費に含まれ、人件費には含まれません。  
また、選挙運動員に対する報酬を記載する際には報酬を支給する者の届出を確認して、届出もれのないようご注意ください。

5. 支出の部 (No. 2)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
家屋費								
	(選挙事務所費)		34,000					
○・○	14,000	選挙運動	事務所借上料	千早赤阪村○○	丙野八郎	○○商		1日7,000円 2日分○／○支払
○・○	10,000	〃	〃	○○町○○○○	甲野四郎	○○業	1日10,000円 1日間	事務所無償提供
	10,000	〃	〃	千早赤阪村○○	乙沢甲郎	○○○業		1日5,000円 2日分○／○支払
	(集合会場費)		5,000					
○・○	3,000	選挙運動	個人演説会会場費	千早赤阪村○○	○○集会所			
○・○	2,000	〃	〃	千早赤阪村○○	○○会館			
立候補準備	0							
選挙運動	39,000							
小 計	39,000							

選挙事務所費  
事務所自体と机、椅子など備品の借上料及び電話架設費用等

集合会場費  
個人演説会場の使用料等(公営の施設を無料で使用した場合は、記載する必要はありません。)

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)

5. 支出の部 (No. 3)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
通信費								
○・○	1, 000	選挙運動	電報料	〇〇市〇〇〇〇	〇〇会社〇〇営業所			事務連絡〇〇件
○・○	20, 000	〃	電話料	〇〇市〇〇〇〇	〇〇会社〇〇営業所			〇／〇支払
○・○	2, 400	〃	郵便代	〇〇町〇〇〇〇	〇〇郵便局			事務連絡〇〇件
立候補準備	0							
選挙運動	23, 400							
小 計	23, 400							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載（契約の日）

通信費  
電話の借上料及び電話料、事務連絡用の郵便料及び電報料をいう。（臨時電話架設の際の保証金は、記載する必要はありません。）

5. 支出の部 (No. 4)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
交通費								
○・○	1, 120	選挙運動	タクシー代	〇〇市〇〇〇〇	〇〇タクシー			
○・○	880	〃	〃	〇〇町〇〇〇〇	〇〇交通(株)			
○・○	800	〃	労務者車賃	〇〇市〇〇〇〇	丙山一郎	会社員		実費弁償
○・○	1, 200	〃	タクシー代	〇〇市〇〇〇〇	丸野三郎	店員		〃
立候補準備	0							
選挙運動	4, 000							
小 計	4, 000							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)

交通費  
車の借上料及びタクシー代等の費用並びに選挙運動員、車上運動員、事務員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に支払った車賃、鉄道賃などの実費弁償等をいいます。  
ただし、  
・候補者自身が乗用する自動車等のために要した支出  
・法定の選挙運動用自動車を使用するための支出(ガソリン代など)  
は、選挙運動のための支出とみなされないで、記載する必要はありません

5. 支出の部 (No. 5)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
印刷費								
○・○	31,000	立候補準備	選挙運動用 ポスター印刷費	○○町○○○○	○○印刷(株)			公費負担 ○／○支払 1枚1,000円×31枚
○・○	10,000	立候補準備	選挙運動ビラ 印刷費	○○市○○○○	○○印刷(株)		公費負担の場合、 その旨を記載する	公費負担 ○／○支払 1枚6.25円×1,600枚
○・○	4,000	選挙運動	はがき印刷費	○○市○○○○	○○印刷(株)			○／○支払 1枚5円×800枚
立候補準備	41,000							
選挙運動	4,000							
小 計	45,000							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)

印刷費

選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙公報原稿の印刷費等をいう。選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用は、一定限度額の範囲内で公費負担されますが、公費負担分も含めて全額を記載しなければなりません。

5. 支出の部 (No. 6)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
広告費								
○・○	3, 0 0 0	立候補準備	ちょうちん製作費	○○町○○○○	○○提灯店			○／○支払
〃	2, 0 0 0	〃	タスキ製作費	○○町○○○○	○○旗店			〃
〃	1 5, 0 0 0	〃	看板製作費	○○町○○○○	○○看板店			○／○支払
○・○	2 8, 0 0 0	選挙運動	拡声機借上料	○○町○○○○	○○電器店			○／○支払
○・○	1 0 0, 0 0 0	〃	新聞広告費	○○市○○○○	○○新聞社			○／○支払
○・○	0, 0 0 0	〃	〃	○○市○○○○	○○新聞社			○／○支払
立候補準備	2 0, 0 0 0							
選挙運動	2 2 8, 0 0 0							
小 計	2 4 8, 0 0 0							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載（契約の日）

広告費  
選挙事務所、選挙運動用自動車等に用いた立札、看板、ちょうちん及びたすき等の作成費、拡声機の借上料等をいう。

5. 支出の部 (No. 7)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
文具費								
○・○	2, 4 0 0	立候補準備	筆購入費	○○町○○○○	○○文具店			1 本 200 円×12 本
〃	3 0 0	〃	墨汁購入費	○○町○○○○	〃			1 本 150 円×2 本
○・○	2, 5 0 0	選挙運動	更紙購入費	○○町○○○○	○○文具店			500 円×5 包
〃	8 0 0	〃	セロテープ購入費	○○町○○○○	○○商店			1 巻 40 円×20 個
〃	6 0 0	〃	押しピン購入費	○○町○○○○	○○商店			1 箱 60 円×10 箱
立候補準備	2, 7 0 0							
選挙運動	3, 9 0 0							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)

文具費  
紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した文房具の費用をいう。

5. 支出の部 (No. 8)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

小 計	6, 6 0 0							
月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
食糧費								
○・○	8 0 0	立候補準備	茶購入費	〇〇市〇〇〇〇	〇〇茶店			
○・○	4 5, 0 0 0	選挙運動	弁当代	千早赤阪村〇〇	〇〇食堂			○／○支払 1, 000 円×45 食分
○・○	2, 0 0 0	〃	茶菓子購入費	千早赤阪村〇〇	〇〇菓子店			
○・○	4 0, 0 0 0	〃	弁当代	千早赤阪村〇〇	〇〇食堂			○／○支払 1, 000 円×40 食分
	4 0, 0 0 0	〃		〃	〇〇食堂			○／○支払 1, 000 円×40 食分
立候補準備	8 0 0		「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等のいわゆる「お茶うけ」程度のものでされています。 酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは菓子ではないので、提供することはできません。 また、菓子であっても高価な菓子は、ここにいう通常用いられる程度の菓子には当たりません。				弁当の数は、候補者 1 人当たり 225 食(45 食×5 日)の範囲内。 また、1 人に提供できる弁当の額は、1 食につき 1,000 円以内、1 日につき 3,000 円以内。	
選挙運動	1 2 7, 0 0 0							
小 計	1 2 7, 8 0 0							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)

食糧費  
湯茶及びこれに伴う通常用いられる程度の菓子代、選挙運動員、車上運動員、事務員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して提供する法で認められた弁当のために要した費用等をいいます。

5. 支出の部 (No. 9)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
休泊費								
○・○	10,000	選挙運動	宿泊代	〇〇市〇〇〇〇	〇〇旅館			
○・○	10,000	〃	〃	〇〇市〇〇〇〇	丸野二郎	会社員		実費弁償
実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載(契約の日)                        選挙運動に従事する者(運動員)1人に対して支給することができる実費弁償の額                      宿泊料 1夜につき 12,000 円(食料2食分を含む。)                      選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額                      宿泊料(食事を含まない。) 1夜につき 10,000 円								
立候補準備	0							
選挙運動	20,000							
小 計	20,000							

休泊費  
休憩及び宿泊の費用をいいます。

5. 支出の部 (No. 10)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
雑費								
○・○	1, 000	立候補準備	材木購入費	〇〇市〇〇〇〇	〇〇材木店			
○・○	300	選挙運動	釘、針金購入費	〇〇市〇〇〇〇	〇〇金物店			
○・○	10, 000	〃	ガス代	〇〇市〇〇〇〇	〇〇商店			○／○支払
立候補準備	1, 000							
選挙運動	10, 300							
小 計	11, 300							

実際に支出のあった日を記載、ただし支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載（契約の日）

雑費  
他科目以外の諸費をいい、電気、ガス、水道代等の光熱水費及び材料費等をいいます。ただし、立札、看板の類を作製する場合、材料を提供して労務者を雇い作製したようなときには、労務者に要した支出は人件費に、ペンキ代等は文具費に、材料代は雑費として計上してください。

5. 支出の部 (No. 11)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

計	立候補準備のための支出	85,500	(科目別集計)	
	選挙運動のための支出	659,600	1 人件費	220,000円
	計	745,100	2 家屋費	39,000円
前回計	立候補準備のための支出	0	(ア) 選挙事務所費 (34,000円)	
	選挙運動のための支出	0	(イ) 集合会場費 (5,000円)	
	計	0		
総額	立候補準備のための支出	85,500	3 通信費	23,400円
	選挙運動のための支出	659,600	4 交通費	4,000円
	計	745,100	5 印刷費	45,000円
			6 広告費	248,000円
			7 文具費	6,600円
			8 食糧費	127,800円
			9 休泊費	20,000円
			10 雑費	11,300円
			合計	744,100円

選挙運動に関する支出とみなされないもの

- ① 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出及びその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ② 立候補の届出後にした支出のうち、候補者又は出納責任者として意思を通じてした支出以外のもの
- ③ 候補者自身が乗用する自動車等のために要した支出
- ④ 法定の選挙運動用自動車を使用するために要した支出(自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の賃金、超過勤務手当、宿泊料及び食事代等。ただし、出先での駐車料金や自動車に取り付ける拡声機及び看板等については除く。)
- ⑤ 選挙期日後、選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑥ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税(消費税及び地方消費税を除く)又は手数料
- ⑦ 供託金

5. 支出の部 (No. 12)

科目ごとに分けて作成し、通し番号を記入してください

支出のうち 公費負担相当額	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)
	ビラの作成	2 円	5, 0 0 0 枚	1 0, 0 0 0 円
	ポスターの作成	1, 0 0 0 円	3 1 枚	3 1, 0 0 0 円
	計			4 1, 0 0 0 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターに係る公費負担相当額を記載する。  
選挙運動用自動車の使用、運転手の雇用及び燃料の供給に係る公費負担相当額については、記載する必要はありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

出納責任者

住 所  
氏 名

大阪府南河内郡千早赤阪村〇〇〇—〇

〇 〇 〇 〇

署名または記名、押印

(別 記 4)

## 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額 (円)	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事由
令和6年〇月〇日	50,000	選挙運動	労務者日当	労務の無償提供のため
令和6年〇月〇日	10,000	〃	事務所借上料	事務所の無償提供のため
令和6年〇月〇日	10,000	立候補準備	選挙運動用ビラ 印刷費	公費負担のため
令和6年〇月〇日	41,000	〃	選挙運動用ポスター印刷費	公費負担のため
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				

郵便切手代、電車賃等通常領収書を発行しないものや、労務等の無償提供により、事実上領収書を徴することが不可能な場合や公費負担に係る支出について記載

1. 令和7年4月27日執行 千早赤阪村議会議員選挙

2. 公職の候補者 氏 名 ○ ○ ○ ○

3. 出納責任者 氏 名 ○ ○ ○ ○

### 備 考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

(別 記 5)

## 振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
広 告 費	ちょうちん製作費

1. 令和7年4月27日執行 千早赤阪村議会議員選挙

2. 公職の候補者 氏 名 ○ ○ ○ ○

3. 出納責任者 氏 名 ○ ○ ○ ○

金融機関への振込みによる支出の場合

・振込明細書に係る支出目的書(別記5)

・金融機関が作成した振込明細書の写し

又は

・領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(別記4)

・金融機関が作成した振込明細書の写し

を提出する。

ただし、金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されている場合は  
(別記5)及び(別記4)の提出は不要。

### 備 考

- 1 「支出の費目」の欄は、公職選挙法施行規則別記第30号様式「2支出簿」の備考中3の例により記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、公職選挙法施行規則別記第30号様式「2支出簿」の備考中6の例により記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。